

自己点検・評価報告書

2024年9月

大阪産業大学

目次

大学基準 1 理念・目的	1
大学基準 2 内部質保証	5
大学基準 3 教育研究組織	14
大学基準 4 教育・学習	18
大学基準 5 学生の受け入れ	30
大学基準 6 教員・教員組織	38
大学基準 7 学生支援	48
大学基準 8 教育研究等環境	60
大学基準 9 社会連携・社会貢献	71
大学基準 10 大学運営・財務	
第 1 節 大学運営	75
第 2 節 財務	89

大学基準1 理念・目的

1-① 大学の理念・目的を適切に設定すること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

点検・評価項目	評定
(1-①-1) 大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。	A
(1-①-2) 理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。	A
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しがない）	
現状説明	根拠資料
(1-①-1) 本学は、建学の精神を踏まえ、大学および大学院の理念を設定している（資料1-1【ウェブ】）。 そして、理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学および大学院の目的を「大阪産業大学学則」および「大阪産業大学大学院学則」において定めている（資料1-2,3）。 また、学部学科においては、「大阪産業大学学則」のなかで、大学の理念を踏まえて教育研究上の目的を明らかにしている（資料1-2）。研究科専攻においては、各研究科規程のなかで、大学院の理念を踏まえて教育研究上の目的を明らかにしている（資料1-4）。各学科が定めている教育研究上の目的は、概ね大学の目的や学部の目的を踏まえたものとなっているが、大学または学部の目的との対応関係や順次性が不明瞭な学科もある。各専攻が定める教育研究上の目的は、全般的に大学院の目的や研究科の目的を踏まえたものとなっている。	資料1-1 本学の教育理念等 資料1-2_大阪産業大学学則 資料1-3_大阪産業大学大学院学則 資料1-4_各研究科規程

<p>(1-①-2)</p> <p>大学および大学院の理念は本学Webサイトにて公表している（資料1-1【ウェブ】）。大学および大学院の目的と各学部・学科の教育研究上の目的は、それらが記載されている「大阪産業大学学則」「大阪産業大学大学院学則」を本学Webサイトに掲載することで、教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表している（資料1-2,3）。また、学科の紹介ページにおいて、それぞれの教育研究上の目的を公表している（資料1-5【ウェブ】）。さらに、「学生便覧」「大学院要覧」を本学Webサイトに掲載することで、大学および大学院の目的と各学部・学科ならびに各研究科・専攻・課程の教育研究上の目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表している（資料1-6【ウェブ】,7【ウェブ】）。また、各学部・学科、各研究科・専攻・課程の教育研究上の目的は、「大阪産業大学学則」および各研究科規程の該当部分を抜粋したものを別途本学Webサイトに掲載している（資料1-8【ウェブ】,9【ウェブ】）。</p>	<p>資料1-1 本学の教育理念等（再掲）</p> <p>資料1-2_大阪産業大学学則（再掲）</p> <p>資料1-3_大阪産業大学大学院学則（再掲）</p> <p>資料1-5 各学科紹介ページ</p> <p>資料1-6 学生便覧</p> <p>資料1-7 大学院要覧</p> <p>資料1-8 教育研究上の目的（大学）</p> <p>資料1-9 教育研究上の目的（大学院）</p>
--	--

大学基準1 理念・目的

1-② 大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

点検・評価項目	評定
(1-②-1) 中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。	B
(1-②-2) 中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。	B
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しがない）	
現状説明	根拠資料
(1-②-1) <p>2018年に、本学園は創立100周年（2028年）を見据え、「10年後も選ばれ続ける学園」を目指し、10年後に向けた展望である「Vision100」を策定し公表している（資料1-10【ウェブ】）。「Vision100」は、大学、大阪産業大学附属高等学校、大阪桐蔭中学校高等学校、法人本部がそれぞれ長期ビジョンを立て、それらを取りまとめる形で策定されている。</p> <p>内容については、各組織における具体的なものにはなっているが、策定にあたって大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを十分に行っているとはいえない。また、「Vision100」の実現のため、設置機関ごとに、3~4か年の中期事業計画およびそれを単年度で区切った会計年度ごとの事業計画を策定している（資料1-11）。中期事業計画および事業計画についても、大学、大阪産業大学附属高等学校、大阪桐蔭中学校高等学校、法人本部が計画を立て、それらを取りまとめる形で策定されている。これらについても、各組織における具体的なものにはなっているが、策定にあたって大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを十分に行っているとはいえない。</p> <p>また、大学の中・長期の計画その他の諸施策について審議・調整する会議体として大学計画検討委員会を置いているが、実質的な運営はできていないため実効性のある組織形態を再構築する必要がある（資料1-12）。</p>	資料1-10 Vision100 資料1-11_第二期中期事業計画 資料1-12_大阪産業大学大学計画検討委員会規程
(1-②-2) <p>中期事業計画および事業計画の進捗及び達成状況は、中間と期末の半期ごとに大学計画検討委員会で振り返りを行っている（資料1-12）。その後は、理事会における中間報告（仮総括）と期末総括によって確認している。総括した結果は、学園のポータルサイトで教職員に公開している。</p> <p>ただし、「Vision100」については定期的な検証ができていない。大学を取り巻く環境の変化に対応し、「選ばれ続ける学園」であるためには定期的に検証を行い、適宜改訂を行う必要がある。</p>	資料1-12_大阪産業大学大学計画検討委員会規程（再掲）

大学基準1 理念・目的

長所・特色
なし
問題点
なし
全体のまとめ
<p>本学園は、1928年の創立以来、「偉大なる平凡人たれ」を建学の精神とし、それに基づく大学の理念・目的のもと、今日まで教育研究活動を行ってきた。現在は、建学の精神を踏まえ、大学、大学院の理念・目的ならびに学部・学科および研究科・専攻・課程ごとの教育研究上の目的を定め、それらを学則・規程に明示するとともに、Webサイトに掲載することで社会に公表している。また、本学園は、建学の精神や大学の理念・目的を実現するために、長期ビジョンである「Vision100」およびそれを実現するための行動計画である中期事業計画を定め、教育研究活動を展開している。その上で、中期事業計画に基づく会計年度ごとの事業計画を策定している。また、中期事業計画と事業計画の進捗及び達成状況は定期的に検証し、大学の理念・目的を達成するための実質的な計画として運用するよう努めている。ただし、「Vision100」については検証ができないないため、検証を行った上で定期的に改訂を行う必要がある。加えて、これらの計画について審議・調整を行う組織である大学計画検討委員会の運営についても見直しを行う必要がある。</p>

大学基準2 内部質保証

2-① 内部質保証の方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

点検・評価項目	評定
(2-①-1) 内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。	A
(2-①-2) 教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動について、全学的な調整や支援を行っているか。	A
(2-①-3) 大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。	A
(2-①-4) 学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客觀性、妥當性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。	B
(2-①-5) 行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。	A
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しがない）	

現状説明	根拠資料
<p>(2-①-1)</p> <p>本学は、「内部質保証に関する方針」を定め、Webサイトで公表している（資料2-1【ウェブ】）。その中で、以下のとおり「基本的な考え方」「内部質保証システムに係る主な組織とその役割」「教育のPDCAに関わる手続き」を示している。</p> <p>[基本的な考え方]</p> <p>“PDCAサイクルに則した教学運営を通じ、教育・研究の質の維持・向上を図るとともに、その結果をステークホルダーに広く公表すること”を内部質保証に関する基本的な考え方として示している。</p> <p>[内部質保証システムに係る主な組織とその役割]</p> <p>本学の内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織である内部質保証推進委員会が、大学全体、各組織、各構成員それぞれのレベルにおけるPDCAサイクルが適切に機能するよう管理・支援を行い、各組織の長は、内部質保証推進委員会に構成員として参画することで、全学方針や全学計画に基づき教育研究活動を展開するという両者の関係を示している。また、大学全体、各組織、各構成員という3層のPDCAサイクルは、それぞれが独立したものではなく、相互に連携して機能する必要があるため、内部質保証推進委員会は、それを踏まえた管理・支援を行う。</p> <p>「教育のPDCAに関わる手続き」</p> <p>「①教育課程」では、学科等が編成・実施する教育課程について、内部質保証推進委員会が下部組織であるカリキュラム委員会を活用し、その適切性を検証するとともに、学科等に必要な提言を行うことを示している。これにより、学科等の教育課程が「学修者本位の教育の実現」という観点を踏まえ適切に編成されるよう配慮している。「②教育の質保証に係る制度、方法等」では、内部質保証推進委員会が、諮問組織である教学企画検討小委員会を活用し、教育に係る制度や方法等の具体的施策を立案するとともに、その適切性について自ら検証と改善を行うことを示している。これらにより、マクロレベル（全学）、ミドルレベル（教育課程）、ミクロレベル（授業科目）の各レベルにおいて、PDCAサイクルに則した教育の質保証を図っていくという本学の基本姿勢を明らかにしている。</p>	資料2-1 内部質保証に関する方針
<p>(2-①-2)</p> <p>内部質保証推進委員会は、機能的な教学マネジメントを行うために、諮問組織として教学企画検討小委員会およびカリキュラム委員会を設置している（資料2-2~4）。教学企画検討小委員会は、主に内部質保証推進委員会からの諮問により、授業の内容および方法に関する事項、学修成果の測定に関する事項、教育環境に関する事項、教育組織編制および教員組織編制に関する事項、学生支援に関する事項について審議を行い、内部質保証推進委員会に結果を報告する組織である。一方、カリキュラム委員会は、主に内部質保証推進委員会からの諮問により、教育課程および教育プログラムに関する事項について審議を行い、内部質保証推進委員会に結果を報告する組織である。内部質保証推進委員会は、両組織を活用し、マクロレベル（大学機関レベル）、ミドルレベル（学位プログラムレベル）、ミクロレベル（授業科目レベル）のそれぞれについて、PDCAサイクルに即した教学マネジメントを行う。また、それに伴い発生する業務を付託するための組織として、内部質保証推進委員会の下に部会を設置することができる（資料2-2）。現在は、IR部会、SD部会、FD部会、数理・データサイエンス・AI教育推進部会の4つの部会を設置している（資料2-5）。このような体制により、教育の企画・設計とその実施にあたってそれぞれの組織が役割を果たしている（図2-1）。</p> <p>以上のとおり、教育の企画・設計とその実施に関しては、内部質保証推進委員会が全学的な調整や支援を行っている。</p> <p>自己点検・評価及び改善活動に関しては、次の2-①-3で述べる。</p>	資料2-2_大阪産業大学内部質保証推進委員会規程 資料2-3_大阪産業大学教学企画検討小委員会規程 資料2-4_大阪産業大学カリキュラム委員会規程 資料2-5_内部質保証推進委員会部会に関する申し合わせ 図2-1_教学マネジメントに係る組織体制

<p>(2-①-3)</p> <p>本学は、学校教育法に基づく自己点検・評価を毎年度行っている（資料2-6【ウェブ】）。自己点検・評価活動は、内部質保証推進委員会が活動全体を統括し、その下で、自己点検・評価委員会が実際の自己点検・評価を実施する体制としている（資料2-2）。自己点検・評価委員会は、下部組織として、内部質保証部会、教学部会、教育研究等環境部会、学生受け入れ部会、学生支援部会、社会連携部会および大学運営・財務部会の7つの部会を置いている（資料2-7）。7つの部会には、それぞれ部会長を置き、各部会長は、自己点検・評価委員会の構成員となる。</p> <p>このような体制の下、毎年度3月の内部質保証推進委員会において、次年度の自己点検・評価活動の大綱を示し、自己点検・評価活動が始まる。内部質保証推進委員会が自己点検・評価活動の大綱を示した後、自己点検・評価委員会委員長は自己点検・評価委員会を開催する。自己点検・評価委員会委員長は、自己点検・評価委員会において、各部会長に対して指定の点検・評価項目に沿って自己点検・評価活動を行うよう指示する。これを受け、各部会長は5月から7月にかけてそれぞれの部会を開催し、詳細な自己点検・評価を実施する。各部会には、点検・評価項目に関連する組織の管理職層が構成員として参画しており、各構成員は、部会長からの指示の下、自組織に関連する点検・評価項目について自己点検・評価を行う。各部会は、主に事務組織の管理職によって構成されるが、教学部会については、3つのポリシーに基づいて展開される教育の点検・評価を行うため、学部長・研究科長が主な構成員となる。また、各部会による自己点検・評価は全学的な観点から行うこととしている。このような仕組みにより、本学では、学部・研究科および事務組織が、それぞれ定期的に自己点検・評価を行っている（図2-2）。ただし、各組織における実際の活動を点検・評価する仕組みとは必ずしもなっていないことから、実際の活動に紐づいた自己点検・評価の実施について、検討する必要がある。</p> <p>自己点検・評価の結果は、内部質保証推進委員会で確認され、改善が必要と判断される事項については、学長から担当組織の長に対し、改善計画の立案が求められる（資料2-8）。指示を受けた各組織の長は、組織内で改善に関する検討を行った上で、内部質保証推進委員会から示される「改善計画シート」の様式に沿って改善計画を策定し、内部質保証推進委員会に報告する（資料2-9,10）。内部質保証推進委員会において改善計画が承認され、その後の協議会および大学院研究科会議の審議を経て機関決定されれば、計画は実行に移される。なお、改善計画のうち、新規予算が必要な場合等、事業規模が大きいものについては大学計画検討委員会での審議・調整を経て事業計画に反映している（資料2-11）。</p> <p>教職課程に係る自己点検・評価は、毎年度4月の教職課程委員会で点検・評価項目と点検・評価実施月を審議し、決定する。その後、各月の教職課程委員会において該当の項目に対する点検・評価を行い、その結果を当該月の教授会および研究科委員会に報告する。そして、毎年度3月の教職課程委員会において年間の点検・評価結果について総評を行う（資料2-12）。教職課程に係る自己点検・評価結果についても、内部質保証推進委員会で確認され、上記と同じ流れで改善・向上に取り組んでいる（資料2-13）。</p> <p>以上のとおり、内部質保証推進委員会が全学的な調整や支援を行いながら、大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいる（図2-3）。</p>	<p>資料2-2_大阪産業大學内部質保証推進委員会規程（再掲）</p> <p>資料2-6 自己点検・評価報告書</p> <p>資料2-7_大阪産業大學自己点検・評価規程</p> <p>資料2-8_2023年9月内部質保証推進委員会資料（抜粋）</p> <p>資料2-9_改善計画シート（様式）</p> <p>資料2-10_改善計画シート（例）</p> <p>資料2-11_大阪産業大学大学計画検討委員会規程</p> <p>資料2-12_本学の教職課程に係る自己点検・評価の実施要領</p> <p>資料2-13_2024年5月内部質保証推進委員会資料（抜粋）</p> <p>図2-2_本学の自己点検・評価実施体制</p> <p>図2-3_大阪産業大学の内部質保証システム（イメージ）</p>
---	--

<p>(2-①-4)</p> <p>本学は、自己点検・評価結果の客観性、妥当性を確保するため、外部評価委員会を設置している（資料2-7）（図2-2）。外部評価委員会の構成員は、「大阪産業大学自己点検・評価規程細則」により、(1)大学等の教育機関の教員、(2)地元行政から推薦を受けた者、(3)地元産業界から推薦を受けた者、(4)本学校友会および後援会から推薦を受けた者、(5)その他大学に関して高い見識を有する者、と定めている（資料2-14）。ただし、理事または評議員等、本学の運営に関わる者は構成員になることができない。すでに述べたとおり、本学は、学校教育法に基づく自己点検・評価を毎年度実施し、自己点検・評価報告書を作成することとしている。自己点検・評価委員会は、毎年7月頃に自己点検・評価報告書の原案を作成し、9月に内部質保証推進委員会に提出するが、その過程で、外部評価委員会に対し、自己点検・評価結果に関する評価・検証を依頼する。外部評価委員会は、自己点検・評価委員会からの依頼により、自己点検・評価報告書（原案）に基づく評価・検証を行い、その結果を自己点検・評価委員会に報告する。自己点検・評価委員会は、外部評価委員会からの指摘や提言を踏まえ、自己点検・評価報告書（原案）に修正を加え、自己点検・評価報告書を完成させる。本学では、このような手続きにより、自己点検・評価結果の客観性と妥当性の確保に努めている。</p> <p>なお、学生の意見を取り入れる仕組みは構築できていない。また、2020年度より現在の体制で自己点検・評価を行っているが、学部・研究科および事務組織がこれまで以上に具体的なデータに基づく点検・評価を行い、結果の客観性、妥当性を高めていく必要がある。また、自己点検・評価活動に関わる組織についても、これまで以上に全学的観点から点検・評価を行う体制としていく必要がある。</p>	<p>資料2-7_大阪産業大学自己点検・評価委員会規程（再掲）</p> <p>資料2-14_大阪産業大学自己点検・評価委員会規程細則</p> <p>図2-2_本学の自己点検・評価実施体制（再掲）</p>
<p>(2-①-5)</p> <p>本学は、2017年度に、国際学部国際学科、スポーツ健康学部スポーツ健康学科およびデザイン工学部環境理工学科を、改組により届出設置した。これらについて、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」に基づき、設置計画履行状況報告書を、2017年度から完成年度である2020年度まで毎年度提出した（資料2-15【ウェブ】）。なお、そのうち環境理工学科については、履行計画に掲げた専任教員数が予定数に満たなかつたため2020年度および2021年度に指摘を受けた。これに対応するため、2021年度および2022年度は設置計画履行状況報告書を提出している。</p> <p>認証評価に関しては、2022年度に受審した認証評価で適合判定を得ており、現在は「改善課題」として指摘された事項に対して、内部質保証推進委員会を中心に改善を進めている（資料2-16【ウェブ】）。改善状況については、「改善報告書」に取りまとめ、2026年7月末までに大学基準協会へ提出する予定である（資料2-17）。また、改善課題として指摘された事項以外についても、認証評価結果より改善の余地を指摘された点を抽出し、「問題点対応整理表」として取りまとめている（資料2-18）。この表に基づいて、該当する組織は改善計画シートの作成を作成し、改善活動を進めている。</p>	<p>資料2-15 設置認可・届出に係る書類関係</p> <p>資料2-16_大阪産業大学に対する大学評価（認証評価）結果【2022年度】</p> <p>資料2-17_改善報告書（様式）</p> <p>資料2-18_2023年5月内部質保証推進委員会資料（抜粋）</p>

大学基準2 内部質保証

2-② 大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

点検・評価項目	評定
(2-②-1) 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。	A
(2-②-2) 教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会にわかりやすく公表しているか。	A
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しがない）	
現状説明	根拠資料
(2-②-1) 本学は、学校教育法施行規則第172条の2の規定に則り、教育研究活動等の状況に関する情報を公表している（資料2-19【ウェブ】）。 また、学校教育法第109条の規定に基づき、自己点検・評価報告書を公表するとともに、認証評価機関による大学評価結果も公表している（資料2-6【ウェブ】、20【ウェブ】）。なお、教職課程に関しては、教育職員免許法施行規則第22条の6に基づき、教員養成の状況等、教職課程に関する情報について、本学教職課程のWebサイト上で公表しているほか、2023年度からは、教育職員免許法施行規則第22条の7に基づき、教職課程に関する自己点検・評価結果の公表を行っている（資料2-21【ウェブ】）。 さらに、財務情報の積極的な公表を求める文部科学省による諸通知や、私立学校法第47条の趣旨に鑑み、貸借対照表、収支計算書、財産目録、事業報告書および監査報告書等の決算に関わる情報の公表を行うとともに、予算に関する情報も併せて公表している（資料2-22【ウェブ】）。 このほか、「我が国高等教育の将来像（答申）」（2005年1月 中央教育審議会）において、設置審査等の過程に関する情報を積極的に開示することが求められたことを踏まえ、2017年度に改組により届出設置した2学部・1学科の届出書類を公表している。また、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」に基づき、それらの設置計画履行状況報告書を公表している（資料2-15【ウェブ】）。	資料2-6 自己点検・評価報告書（再掲） 資料2-15 設置認可・届出に係る書類関係（再掲） 資料2-19 教育研究活動等についての情報 資料2-20 大学機関別認証評価 資料2-21 情報公表（教職課程） 資料2-22 財務情報 資料2-23_教学マネジメント指針pp.52-58
(2-②-2) 学習時間・学修成果等に関する学生調査結果や、授業改善のためのアンケート結果、卒業時アンケート結果、卒業後アンケート結果等、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を積極的に公表している（資料2-24【ウェブ】）。	資料2-24 教学IRについて

大学基準2 内部質保証

2-③ 内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

点検・評価項目	評定
(2-③-1) 内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。	A
(評定の解説)	
S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しがない）	
現状説明	根拠資料
(2-③-1) 内部質保証システムの整備や機能の状況については、毎年度4月から9月に点検・評価を行っている。点検・評価においては、まず自己点検・評価委員会内部質保証部会で協議を行い、その後、自己点検・評価委員会、外部評価委員会においても様々な視点から点検・評価が行われる。 点検・評価結果は、「自己点検・評価報告書」を通じて9月の内部質保証推進委員会で確認され、内部質保証システムに改善の必要が認められる場合は、大学執行部と内部質保証推進課が改善・向上に向けた検討を行う形としている（資料2-6【ウェブ】）。 [これまでの取り組み] 2020年度自己点検・評価において、学内全体で内部質保証に関する理解の共有を図る必要がある旨の指摘が行われた。これを受け、2020年度から毎年度「内部質保証に関する理解向上のための研修会」（全学SD研修会）を実施している（資料2-25）。 以上のとおり、点検・評価の結果を活用して、内部質保証に関する事項の改善・向上に取り組んでいる。	資料2-6 自己点検・評価報告書（再掲） 資料2-25_2020～2023年度全学SD研修会資料

大学基準2 内部質保証

長所・特色
なし
問題点
なし
全体のまとめ
<p>本学は、内部質保証推進委員会を中心組織として、自己点検・評価とそれに基づく改善・向上に向けた取り組みを行っている。改善・向上に向けた取り組みを行うにあたっては、各組織が「改善計画シート」を作成し、定期的に振り返りを行うなど、問題が放置されない仕組みとしている。また、内部質保証推進委員会の下に、教学企画検討小委員会およびカリキュラム委員会という2つの諮問組織、ならびにIR部会、FD部会、SD部会、数理・データサイエンス・AI教育推進部会という4つの作業部会を設置し、それぞれの役割に基づいて取り組みを行っている。</p> <p>情報公表の観点からは、自己点検・評価報告書（教職課程に係る自己点検・評価を含む）や大学評価結果、設置計画履行状況報告書といった法令で規定されている情報の公表や、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を公表している。</p> <p>現在の課題としては、自己点検・評価の客觀性、妥当性を高めるために学生の意見を取り入れることができていないことであり、今後仕組みを検討する必要がある。</p>

図表集（大学基準2関係）

図 2-1 教学マネジメントに係る組織体制

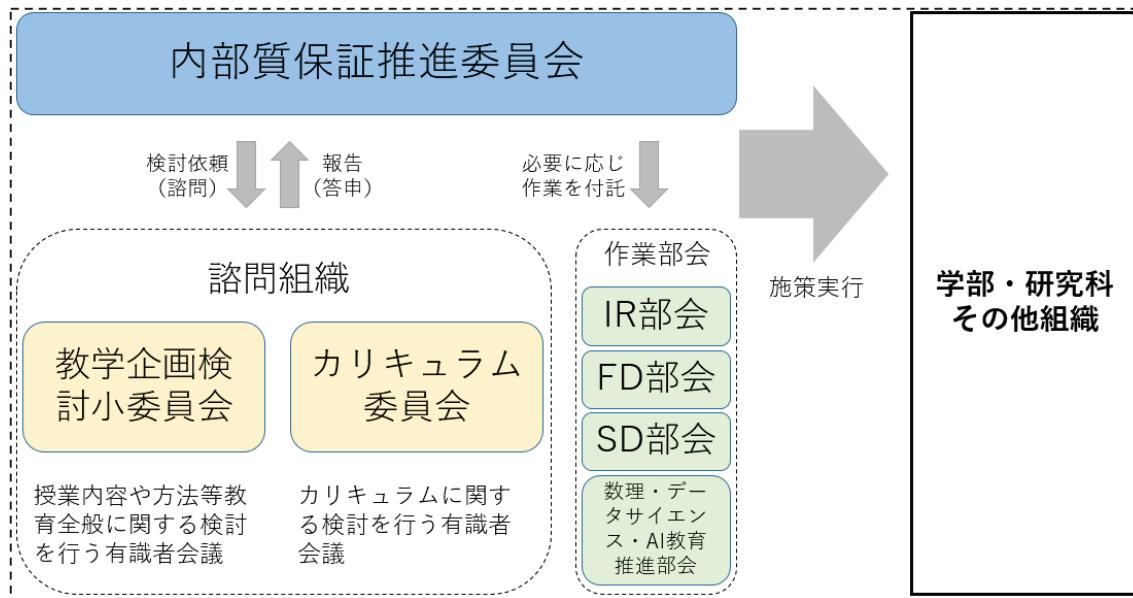


図 2-2 本学の自己点検・評価実施体制

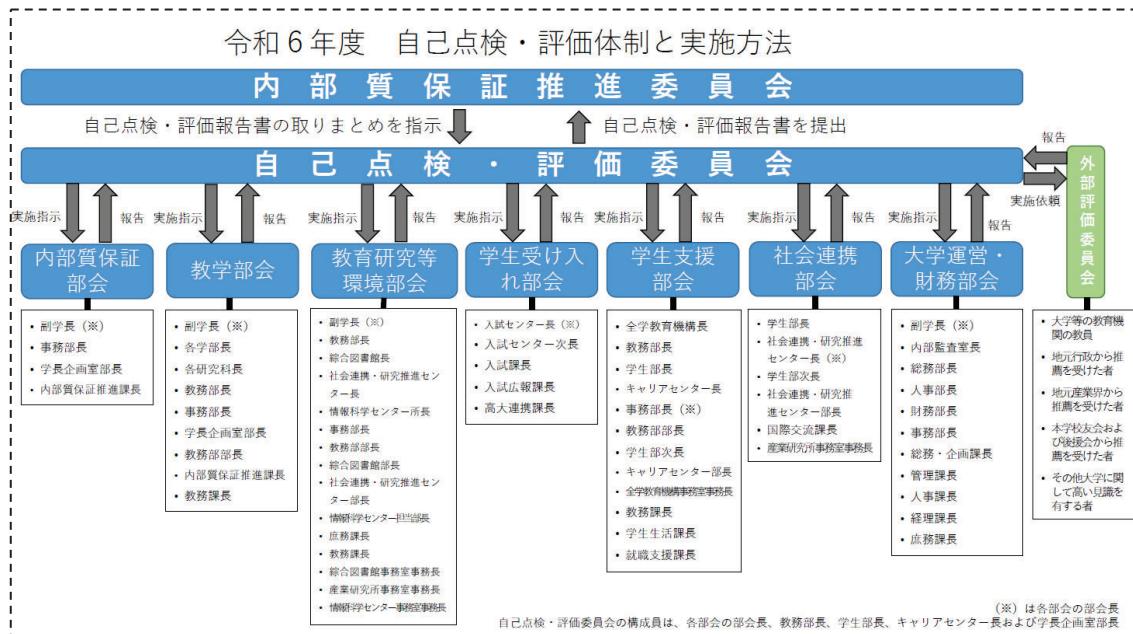
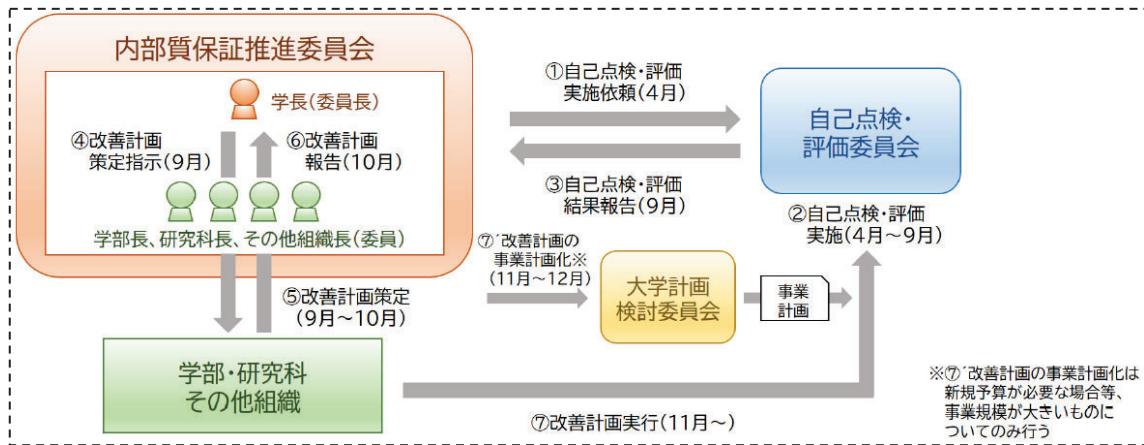


図 2-3 大阪産業大学の内部質保証システム（イメージ）



大学基準3 教育研究組織

3-① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

点検・評価項目	評定
(3-①-1) 大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。	A
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しがない）	
現状説明	根拠資料
(3-①-1) 本学は、幅広い専門知識と深い専門の学術の教授、教養・倫理観の養成、応用展開能力を持った実践的な人材の養成を行うとともに、文化の向上や産業・交通の発展に寄与することを謳う本学の理念・目的に応じ、国際学部、スポーツ健康学部、経営学部、経済学部、デザイン工学部、工学部の6学部（13学科）を設置し、教育研究活動を開拓している（資料3-1【ウェブ】）。13の学科については、それぞれ事情は異なるが、社会情勢や社会からのニーズ、あるいは学生募集や就職状況の観点からすべて設置状況は適切といえる。 また、大学院については、学術の理論およびその応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することや、高度の専門性を要する職業等に必要な能力の養成を謳う本学大学院の理念・目的に応じ、人間環境学研究科、経営・流通学研究科、経済学研究科、工学研究科の4研究科（博士前期課程10専攻、博士後期課程5専攻）を設置し、教育研究活動を開拓している（資料3-2【ウェブ】）。これらは、大学の6学部（13学科）を基礎学部として、大学と同様に多様な学問分野による研究科・専攻構成としており、学問の動向や社会の要請に応じた様々な人材養成を行っている。 また、本学は、大学の理念・目的を実現するため、全学教育機構、産業研究所、新産業研究開発センターを設置している。全学教育機構は、学生の基礎学力の向上、全学教育の提供、実践的教育の提供を目的としている（資料3-3【ウェブ】）。産業研究所は、大学および大学院の学術研究の発展に資することを目的としている。新産業研究開発センターは、研究の推進を図り、広く社会に貢献することを目的としている。	資料3-1 学部・学科 資料3-2 大学院 資料3-3 全学教育機構

大学基準3 教育研究組織

3-② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

点検・評価項目	評定
(3-②-1) 教育研究組織に関する事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A
(3-②-2) 点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関する事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	A
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しがない）	
現状説明	根拠資料
(3-②-1) <p>教育研究組織の適切性については、毎年度4～9月に行う学校教育法に基づく自己点検・評価活動の中で検証している。はじめに検証を担う組織は、各学部長・研究科長が構成員として参画する自己点検・評価委員会教学部会である。自己点検・評価委員会教学部会では、各学部長・研究科長に自己点検・評価シートを配布し、組織ごとの自己点検・評価を求めており、その中に教育研究組織の適切性に係る項目を設定することで具体的な検証を行っている。その後、学部・研究科によって検証された結果を踏まえて部会用の自己点検・評価シートが作成され、教学部会でその内容について協議を行う。そして、自己点検・評価委員会、外部評価委員会による検証・評価を経て内部質保証推進委員会に報告される。これまでの自己点検・評価においては、将来を見据えた学部学科構想を検討するための「将来構想提言プロジェクト」の設置、社会の動向を踏まえた学科・専攻名称の変更といった取り組みについて把握している（資料3-4）。一方で、大学院については長年収容定員が未充足となっていることから、研究科・専攻の構成を見直す必要があることを把握している（資料3-5）。</p> <p>また、一部の学科においては、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っている。</p> <p>以上のとおり、教育研究組織に関する現状把握を通じて、成果が上がっている取り組みや課題について適切に把握している。</p>	資料3-4_2021~2023 年度自己点検・評価報告書（抜粋） 資料3-5_2020～ 2021年度自己点検・評価報告書（抜粋）

<p>(3-②-2)</p> <p>教育研究組織の適切性について、自己点検・評価報告書で改善の必要性が指摘された場合は、9月の内部質保証推進委員会の場において、学長から学部長・研究科長に対し、改善指示が行われる。学長から改善指示を受けた学部長・研究科長は、各学部・研究科で検討を行い、10月の内部質保証推進委員会で改善案を提示する。以上のように、本学では教育研究組織の適切性に係る定期的な点検・評価の実施と、それに基づき改善・向上を図るための仕組みを整えている。</p> <p>[これまでの取り組み]</p> <p>2020年度自己点検・評価において、教育研究組織の適切性について定期的な検証を行っていない旨の指摘が行われた（資料3-6）。これを受け、毎年度の自己点検・評価活動において点検・評価を行うこととした（資料3-7）。</p> <p>以上のとおり、点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組んでいる。</p>	<p>資料3-6_2020年度自己点検・評価報告書（抜粋）</p> <p>資料3-7_2021~2023年度4月内部質保証推進委員会資料（抜粋）</p>
--	--

大学基準3 教育研究組織

長所・特色
なし
問題点
なし
全体のまとめ
<p>本学は、文系、理系、スポーツ系など様々な学問分野の学部・学科から成る総合大学として、複雑多様化する社会に対応しうる様々な人材の養成を通じ、文化の向上や産業・交通の発展に貢献してきた。また、それらの学部を基礎とした大学院の研究科・専攻を設置し、各専攻分野における高度な専門性と能力を具えた人材の養成を図ることで、文化の進展にも寄与してきた。</p> <p>教育研究組織の適切性については、これまで、学問の動向や社会のニーズなどを踏まえ、全学的な見地から必要に応じて検証し、組織再編や将来構想の検討を行ってきた。さらに、近年の内部質保証推進体制の整備により、教育研究組織の適切性に関する定期的な検証を行い、それを改善につなげる仕組みを確立している。教育研究組織に係る本学の重要課題としては、大学院の組織構成の見直しが挙げられる。それにあたっては、学問の動向や社会情勢の変化、現在の基礎学部の構成、収容定員充足状況等を踏まえ、内部質保証推進体制の中で、客観的な資料や情報に基づいて適切に行っていく必要がある。また、学部・学科組織の構成に関しても、18歳人口のさらなる減少や、Society5.0時代の到来等に向け、再編も視野に入れた見直しを検討する必要がある。</p>

大学基準4 教育・学習

4-① 達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

点検・評価項目	評定
(4-①-1) 学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するためには必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。	A
(4-①-2) 上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。	A
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しがない）	
現状説明	根拠資料
(4-①-1) 本学の卒業認定・学位授与の方針（以下、「ディプロマ・ポリシー」）は、「大阪産業大学3つのポリシー策定に関するガイドライン」に則り設定することとしている（資料4-1）。同ガイドラインでは、授与するそれぞれの学位にふさわしい学習成果を設定することとしている。さらに、学士課程における方針の策定にあたっては、「学士課程教育の構築に向けて学士力～学士課程共通の学習成果に関する参考指針～」（いわゆる「学士力指針」）および日本学術会議の「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参考基準」を参考に、当該学位にふさわしい学習成果や社会のニーズなどを踏まえ、学生が身に付けるべき資質・能力を明確にすることを求めている。教育課程編成・実施の方針策定についても、「大阪産業大学3つのポリシー策定に関するガイドライン」の中で、教育課程の体系、内容を具体的に記述することを求めている（資料4-1）。	資料4-1_大阪産業大学3つのポリシー策定に関するガイドライン 資料4-2 教育目標・3つのポリシー
(4-①-2) 各学科・専攻が定めるディプロマ・ポリシーは、「大阪産業大学3つのポリシー策定に関するガイドライン」に則り設定することとしている（資料4-1）。同ガイドラインで示している学生が修得すべき知識、技能、態度等は、『学士力答申』（平成20年12月 中央教育審議会）で示されている具体的な知識・能力等に基づいたものである。また、各学科・専攻が、それぞれの課程修了者にふさわしい学習成果を設定している。	資料4-1_大阪産業大学3つのポリシー策定に関するガイドライン（再掲）

大学基準4 教育・学習

4-② 学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

点検・評価項目	評定
(4-②-1) 学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	A
現状説明	根拠資料
(4-②-1) [学科] 教育課程における各授業科目の位置づけについては、各学科の判断により、学問上主要な科目を必修科目または選択必修科目として設定している。また、学問分野上主要ではないが、学生に幅広い知識を身につけさせるために必要とされる科目を選択科目としてバランス良く配置することで、学生が効果的な学習を行うことができるよう配慮している。初年次教育としては、リメディアル科目や学習リテラシー科目を開設することで高大接続への配慮を行っている。また、キャリア関連科目を開設することで、学生のキャリア形成を支援している。なお、ディプロマ・ポリシーの中で示す学習成果とこれら教育課程の対応関係は、各学科が作成している履修系統図で明示している（資料4-3【ウェブ】）。 [専攻] 大学院においては、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育を展開している。また、学生の能動的な学習を促すアクティブ・ラーニング系の科目を組み入れたり、学生の社会的・職業的自立に必要な能力の育成に繋がる教育も行っている。なお、ディプロマ・ポリシーの中で示す学習成果とこれら教育課程の対応関係は、各専攻（博士後期課程は除く）が作成している履修系統図で明示している（資料4-3【ウェブ】）。 以上のとおり、学習成果の達成につながるようカリキュラム・ポリシーに沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。	資料4-3 科目ナンバリングとカリキュラム・ツリー

大学基準4 教育・学習

4-③ 課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

点検・評価項目	評定
(4-③-1) 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。	B
(4-③-2) ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。	B
(4-③-3) 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生が所有する端末（PC、タブレットなど）を活用した授業を行い、期待された効果が得られているか。	B
(4-③-4) 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。	B
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しがない）	

現状説明	根拠資料
(4-③-1) <p>本学は、単位の実質化を図るための措置として、全学科でCAP制を導入しており、現在はすべての学科において年間履修上限単位数が48単位となっている。なお、編入学生についても同様である。ただし、すべての学科において、教職課程における教職専門科目は、原則としてCAP制の対象としていないため、履修上限を超えて教職専門科目を履修している学生の学習実態が把握できていないという課題がある。</p> <p>また、「大阪産業大学教員の標準担当時間等の換算に関する細則」の別表により、授業ごとの定員を定めており、それに基づき1クラスあたりの学生数を設定することとしている(資料4-4)。ただし、ST比の観点からは、今後施設等ハード面における対応が困難となる学科もあり対応が必要である。なお、コロナ禍においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からハイブリッド形式の授業を実施する旨の方針を立てていたが、現在は対面授業を原則とした授業の運用方針を立てている(資料4-5【ウェブ】、6【ウェブ】)。</p> <p>具体的な授業形態、授業方法としては、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行っている。演習系科目においては、ゼミナール科目における少人数教育、グループワークやプレゼンテーション、全体討論を通じた学生の主体的な学びを促している。以上のような取り組みは行っているが、課程修了時に求められる学習成果の達成という観点から期待された効果が得られているかは「授業改善のためのアンケート」や「大学IRコンソーシアムの学生調査」等を通して今後具体的な検証を行う必要がある(資料4-7【ウェブ】)。</p>	資料4-4_大阪産業大学教員の標準担当時間等の換算に関する細則別表 資料4-5 2021年度前期の授業実施方針と注意事項について 資料4-6 2024年度授業の受講方法について 資料4-7 教学IRについて
(4-③-2) <p>ICTを利用した遠隔授業に関しては、全学的な方針を策定できておらず、個々の教員に委ねられている(資料4-8、9)。実施する場合は、本学のLMS(学習管理システム)であるWebClass(教育支援システム)を活用している(資料4-10【ウェブ】)。特にコロナ禍以降積極的にWebClassが活用されており、学生の意欲的かつ効果的な学習に繋がるよう努めている。ただし、ICTを利用した遠隔授業における定量的な効果の検証はできていない。</p>	資料4-8_大阪産業大学学則(抜粋) 資料4-9_教務事務関係申し合わせ綴り(抜粋) 資料4-10 WebClass(教育支援システム)
(4-③-3) <p>ICTを利用した授業を行う際は、学生自身が所有する端末を活用するなどしている。大学としては、個人が所有するノートパソコン等を持参して学ぶBYOD(Bring Your Own Device)の推進を行ってはいるものの、全学的な整備はできていない状況である(資料4-11【ウェブ】)。また、その効果の検証も行えていない。</p>	資料4-11 BYODの推進
(4-③-4) <p>学生に対する指導に関しては、ガイダンス時に履修指導を行ったり、1年次科目で大学における学びについての指導を行っている。また、学習の進捗がおもわしくない学生に対しては年1回履修指導を行っている一方、優秀な成績を修めた学生に対しては表彰を行うなど、それぞれの学生に対して適切な対応を行っている(資料4-12、13)。さらに、学科によっては修学アドバイザーリスト制度を導入し、きめ細かい指導を行っている。大学院においては、研究指導計画に基づいて、各指導教員を中心に研究指導を実施している(資料4-14【ウェブ】)。</p> <p>以上のような取り組みは行っているが、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習ができるかは検証ができていない。</p>	資料4-12_大阪産業大学GPA制度の取扱いに関する規程 資料4-13_大阪産業大学学長賞・学部長賞内規 資料4-14 各研究科紹介ページ

大学基準4 教育・学習

4-④ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

点検・評価項目	評定
(4-④-1) 成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。	B
(4-④-2) 成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。	A
(4-④-3) 既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。	A
(4-④-4) 学位授与における実施手續及び体制が明確であるか。	A
(4-④-5) 学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。	A
(評定の解説)	
S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である）	
A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない）	
B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める）	
C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しがない）	

現状説明	根拠資料
(4-④-1) <p>成績の評価基準に関しては、大学学則、各学部修学規程および大学院学則に明記している（資料4-15【ウェブ】、16【ウェブ】）。大学における素点に応じたグレードと評価は、100点法で、S（秀）は100点～90点以上、A（優）は90点未満～80点以上、B（良）は80点未満～70点以上、C（可）は70点未満～60点以上、D（不可）は60点未満、＊は成績評価に至らない、としている。また、このうちDと＊は不合格として単位を授与しない。大学院においても素点に応じてグレードを設け評価をしており、100点法で、A（優）は100点～80点以上、（良）は80点未満～70点以上、C（可）は70点未満～60点以上、Dは60点未満、＊は成績評価に至らない、としている。このうちDと＊は不合格として単位を授与しない（資料4-17【ウェブ】）。</p> <p>なお、近年の大学教育には、知識・理解だけではなく、汎用的技能や態度・志向性といった学生の様々な能力等を養成し、その成果を適切に評価することが求められていることから、本学は、2018年に「成績評価基準のガイドライン」を策定し、現在それを運用している。このガイドラインに基づき、授業を担当する教員は、授業科目ごとに「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」の3項目の中から養成するべき能力を決め、それをシラバスに記載する。複数の項目を選択する場合は、その比重も併せてシラバスに記載する。ガイドラインには、項目ごとの簡易なループリックを掲載しており、教員はそのループリックに基づいて、項目ごとに厳格な評価を行った上で、最終的な成績評価を決定する。</p> <p>本学では、このような仕組みにより、成績評価の客観性・厳格性の確保に努めている。しかしながら、ガイドラインに掲載しているループリックは非常に簡易なものであり、具体性に乏しい内容となっているため、今後は、評価項目の細分化や評語の改善を図っていくことが必要である。今後は、具体的な対応の方向性について、教学企画検討小委員会へ諮詢している。</p>	資料4-15 学生便覧2024 資料4-16 大学院要覧2024 資料4-17 成績／成績表について
(4-④-2) <p>本学は、成績評価及び単位認定にかかる基準をWebに掲載し、学生に明示している（資料4-17【ウェブ】）。成績問い合わせの制度はハンドブックにも記載し明示している（資料4-18【ウェブ】）。</p>	資料4-17 成績／成績表について（再掲） 資料4-18 ハンドブック
(4-④-3) <p>既修得単位の取扱いについては、大学設置基準に則り学則に定めており、適切に単位認定を行っている。また、教職課程に関する科目については、大学設置基準および学則の規定に加え、教育職員免許法および同施行規則の定めるところにより、適切に単位認定を行っている。教職課程に係る既修得単位の認定は、高度な専門知識を要するため、学科等が事前に全学教育機構事務室教職教育センターに法令適合性を確認した上で、単位認定を行う。</p>	
(4-④-4) <p>学士の学位の授与に関しては「大阪産業大学学則」および「大阪産業大学学位規程」に、修士および博士の学位審査および学位授与に関しては「大阪産業大学院学則」「大阪産業大学院学位規程」および各研究科規程ならびに各研究科における学位論文の審査の方法および手続きに関する内規または申し合わせにおいて、それぞれ具体的な手続きとその責任体制を明示している（資料4-14～16【ウェブ】）。</p>	資料4-14 各研究科紹介ページ（再掲） 資料4-15 学生便覧2024（再掲） 資料4-16 大学院要覧2024（再掲）
(4-④-5) <p>学士の学位の授与に関しては、学校教育法の定めに基づき各学部教授会で厳正に審議した上で、学部長が学長に結果を報告する。教授会では、第一次卒業判定を行ったあと、成績評価問い合わせ等により生じる成績評価訂正を踏まえて第二次卒業判定を行い、最終結果を学長に報告する。学長は、教授会の審議結果を踏まえ学位の授与を行う。修士および博士の学位に関しては、研究科委員会の議を経て学長が授与する。</p>	

大学基準4 教育・学習

4-⑤ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

点検・評価項目	評定
(4-⑤-1) 学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。	B
(4-⑤-2) 学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。	B
(4-⑤-3) 指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。	B
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しがない）	
現状説明	根拠資料
(4-⑤-1) 学士課程においては、学習成果・教育成果の把握・評価に関する取り組みの基盤となるものとして、アセスメントプランを策定している（資料4-19）。アセスメントプランでは、「機関レベル（大学全体）」「教育課程レベル（学科・専攻）」「授業科目レベル（科目・授業）」の3つのレベルにおける学習成果・教育成果の把握・評価に活用可能な指標を、学生の「入学前・入学時」「在学中」「卒業時・卒業後」の3つの時点に分けて表形式で整理している。このアセスメントプランに基づき、大学全体、ならびに各学科が、ディプロマ・ポリシーに定める学習成果項目ごとに、対応する評価指標を選定するとともに、それをどのような基準で評価するのか、ということを「ディプロマ・ポリシーに照らした教育評価基準一覧表」を作成することによって整理している（資料4-20）。	資料4-19_大阪産業大学アセスメントプラン 資料4-20_ディプロマ・ポリシーに照らした教育評価基準一覧表 資料4-21_2022年度自己点検・評価報告書（抜粋）
なお、大学院については、学士課程と大きく異なる体系の教育を実施していることや、学習成果の把握・評価のための指標が充実していないこと、また、各専攻において学位論文の合格が修了要件となっており、それにより、ディプロマ・ポリシーに基づく一定の質保証が図られていることなどを踏まえ、学士課程のような指標・基準の整理には至っていない。この問題については、昨年度の自己点検・評価で指摘され、すでに改善計画シートを作成している（資料4-21,22）。今後は、改善計画シートに基づいて取り組みを進めていく必要がある。なお、大学基準協会による2022年度大学評価では、「大学院において、学習成果の把握・評価を十分に行えていない」という指摘【改善課題】を受けている（資料4-23）。	資料4-22_自己点検・評価結果に基づく改善計画シート 資料4-23_大阪産業大学に対する大学評価（認証評価）結果（抜粋）

<p>(4-⑤-2)</p> <p>4-⑤-1で述べたとおり、大学全体ならびに各学科が作成している「ディプロマ・ポリシーに照らした教育評価基準一覧表」はディプロマ・ポリシーに定める学習成果項目ごとに、対応する評価指標を選定するとともに、それをどのような基準で評価するのか、ということを整理している（資料4-20）。しかし、一覧表を恒常に運用する仕組みを構築できたら、指標の適切性については判断できていないのが現状である。今後は一覧表を実質化し、運用通过对その適切性について定期的に検証を行う必要がある。また、指標の根拠についても整理して可視化する必要がある。</p>	<p>資料4-20_ディプロマ・ポリシーに照らした教育評価基準一覧表（再掲）</p>
<p>(4-⑤-3)</p> <p>「ディプロマ・ポリシーに照らした教育評価基準一覧表」の運用を通じた学習成果の把握・評価を定期的に行う仕組みは構築できていない（資料4-20）。今後は、指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図る必要がある。</p>	<p>資料4-20_ディプロマ・ポリシーに照らした教育評価基準一覧表（再掲）</p>

大学基準4 教育・学習

4-⑥ 教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

点検・評価項目	評定
(4-⑥-1) 教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。	B
(4-⑥-2) 課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。	B
(4-⑥-3) 外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。	B
(4-⑥-4) 自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。	A
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しがない）	
現状説明	根拠資料
(4-⑥-1) 教育課程及びその内容、方法の適切性については、年度ごとに学科・専攻単位で自己点検・評価を実施している。各学部長・研究科長は、毎年度春頃、自己点検・評価委員会教学部会を通じて配布される自己点検・評価シートに基づき、学科主任や専攻主任とともに教育課程の編成・実施の適切性について点検・評価を行う。点検・評価結果は、自己点検・評価委員会教学部会によるとりまとめを経て、自己点検・評価委員会が作成する自己点検・評価報告書に記載される。その後、自己点検・評価委員会および外部評価委員会による協議を経て内部質保証推進委員会に報告される。以上の流れで行っている自己点検・評価は、体制、方法、プロセス、周期等は明確にしているが、自己点検・評価の基準は明確にできておらず、学科・専攻に委ねている状態である。 また、前述したものとは別の方法による教育課程の検証と、それに基づく改善に係る取り組みも行っている。これは、内部質保証推進委員会の下に設置しているカリキュラム委員会が、学内第三者の視点から教育課程について評価・検証を行うもので、主にカリキュラムの完成年度を迎えた学科・専攻や、これからカリキュラム改正を行おうとする学科・専攻の教育課程を対象としている。このような教育課程の検証は、基準、体制、方法、プロセス等は明確にしているが、完成年度を迎えた学科・専攻の評価周期は明確にできていない。	
(4-⑥-2) 教育評価に活用する指標および基準をまとめた「ディプロマ・ポリシーに照らした教育評価基準一覧表」は、4-⑥-1で述べた完成年度を迎えた学科や大学全体の評価に活用した例はあるが、それ以外の点検・評価において活用する仕組みは構築できていない（資料4-20）。	資料4-20_ディプロマ・ポリシーに照らした教育評価基準一覧表（再掲）

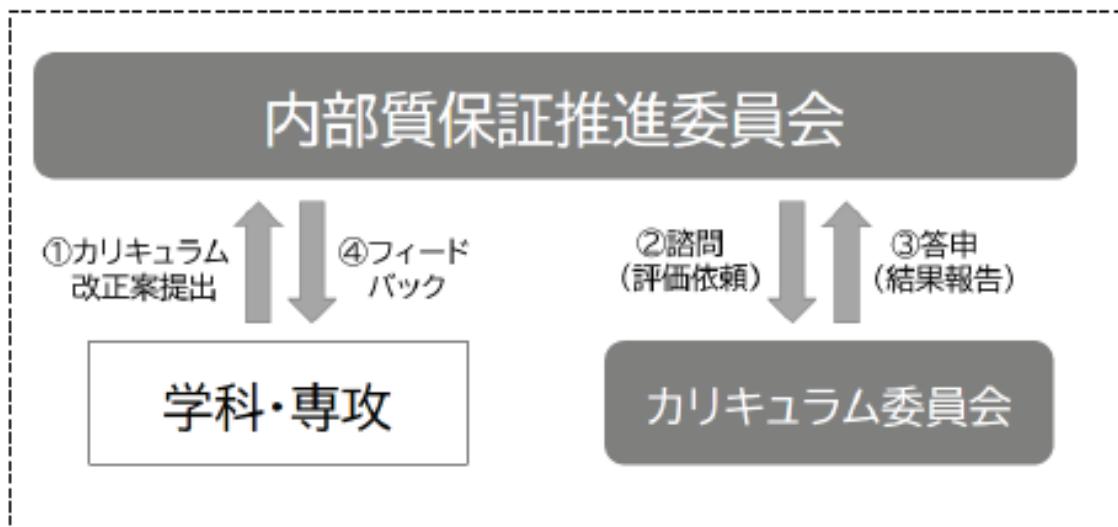
(4-⑥-3) <p>本学は、自己点検・評価結果の客観性を高めるために外部評価委員会を設置し、毎年度評価を受けている（資料4-24,25）。しかし、学生の意見を取り入れる仕組みは構築できており、今後の課題である。</p>	資料4-24_大阪産業大学自己点検・評価委員会規程 資料4-25_大阪産業大学自己点検・評価委員会規程細則
(4-⑥-4) <p>教育課程及びその内容、方法の適切性について、自己点検・評価報告書で改善の必要性が指摘された場合は、9月の内部質保証推進委員会で、学長から学部長・研究科長に対し改善指示が行われる。学長から改善指示を受けた学部長・研究科長は改善案を策定し、10月の内部質保証推進委員会で報告する。改善案が承認されれば、学部長・研究科長はその内容を次年度の事業計画に反映する。</p> <p>また、カリキュラム委員会を通じたカリキュラム評価に係る取り組みも、学科・専攻が教育課程を改善・向上させる契機となる（図4-1）。</p> <p>以上のような仕組みにより、教育課程及びその内容・方法の改善を図っている。</p> <p>[これまでの取り組み]</p> <p>2020年度自己点検・評価においては、単位制度実質化に向けた方策を検討する必要があること、学生の学習成果の適切な把握および評価に関する取り組みが進んでいないこと、成績評価の客観性・厳格性を担保するための取り組みが進んでいないことの3点が指摘された（資料4-26）。これを受けて、単位制度実質化に関しては、FD部会でリーフレット（学習習慣形成および学習活動持続の啓発）を作成し、新入生へ配布し、在学生へはデータを配信した（資料4-27）。また、時間外学習を促すアクティブ・ラーニングに関する全学FD研修会を実施した（資料4-28）。学習成果の把握・評価に関しては、GPS-Academicテストを導入した（資料4-29【ウェブ】）。成績評価の客観性・厳格性を担保するための取り組みに関しては、令和5年3月に全学FD研修会（「GPA制度の活用に関するFD研修」「eポートフォリオ・ループリック活用に関するFD研修」）を実施した（資料4-30）。</p> <p>2021年度自己点検・評価においては、大学院各専攻の3つのポリシーの内容に一部問題があるという指摘が行われた（資料4-31）。これを受けて、内部質保証推進委員会で人間環境学専攻と経営・流通専攻におけるポリシーの改定案について審議を行い、その後機関決定された（資料4-32）。また、大学院各専攻の論文審査基準について、学生に文書等で明示できていない専攻があるという指摘が行われた。これを受け、「大学院要覧」にすべての研究科・専攻の論文審査基準を掲載した。また、各研究科・専攻に対して、新入生ガイダンス時に論文審査基準を学生に説明していただくよう要望した。</p> <p>以上のとおり、点検・評価の結果を活用して、教育・学習に関わる事項の改善・向上に取り組んでいる。</p>	資料4-26_2020年度自己点検・評価報告書（抜粋） 資料4-27_リーフレット 資料4-28_2021年8月FD研修会 関連資料 資料4-29 GPS-Academicテスト 資料4-30_2023年3月FD研修会 関連資料 資料4-31_2021年度自己点検・評価報告書（抜粋） 資料4-32_2021年12月内部質保証推進委員会資料（抜粋） 図4-1_カリキュラム改正に係る教学マネジメントモデル

大学基準4 教育・学習

長所・特色
なし
問題点
<p>本学における教育課程、学習成果に関する重要な问题是大学院における学習成果・教育成果の把握・評価の取り組みが十分にできていない点である。学士課程においては、取り組みが進んでいるものの、大学院における取り組みは十分でない。これまでの自己点検・評価や認証評価においても指摘を受けているため、改善計画シートに基づいて取り組みを進める必要がある。</p>
全体のまとめ
<p>本学は、各学科・専攻ごとにディプロマ・ポリシーを策定し、その中で学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしている。また、それらの学習成果は授与するそれぞれの学位にふさわしいといえる。カリキュラム・ポリシーについても各学科・専攻ごとに策定しており、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしている。教育課程における各授業科目の位置づけは、必修科目、選択必修科目、選択科目をバランスよく配置している。また、初年次教育やキャリア形成のための科目も開設することで、学習成果の達成に繋がるよう努めている。一方で、ICTを利用した授業や学生が所有する端末を活用した授業、履修指導等、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援に一定程度取り組んではいるものの、その効果については定量的に把握できていないという現状である。さらに、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価する取り組みも十分には行えていない。今後はこのような課題に対して取り組んでいく必要がある。</p>

図表集（大学基準4関係）

図4-1 カリキュラム改正に係る教学マネジメントモデル



大学基準5 学生の受け入れ

5-① 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

点検・評価項目	評定
(5-①-1) 学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。	B
(5-①-2) 学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。	A
(5-①-3) 学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。	A
(5-①-4) 入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。	A
(5-①-5) すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。	A
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しがない）	
現状説明	根拠資料
(5-①-1) 本学は、入学者受入れの方針（以下、アドミッション・ポリシー）を学位プログラム（学科、専攻、課程）ごとに設定している（資料5-1【ウェブ】）。アドミッション・ポリシーには「求める学生像」という項目を設け、その内容は「学力の3要素」を念頭において記載している。ただし、その記載形式は統一されていない。また、年度により選抜方法等が変更される可能性があるため、アドミッション・ポリシーは入学年度ごとに作成し、公表する必要がある。	資料5-1 教育目標・3つのポリシー
(5-①-2) 各学科・専攻のアドミッション・ポリシーでは、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像を明示している（資料5-1【ウェブ】）。また、「求める学生像」に掲げる各種能力と入試制度の対応関係およびその比重を示している。	資料5-1 教育目標・3つのポリシー（再掲）

(5-①-3)	<p>令和6年度大学入学者選抜実施要項を基準にして、本学では、多様な能力や学習経験を持った学生を適切に受け入れることが求められる(資料5-2)。本学は、「大阪産業大学入学試験実施規程」の中で、入学者選抜実施のための体制および責任所在について定めている。同規程においては、業務ごとに以下の委員会等を設置することと、その役割および責任の所在について定めている（資料5-3）。</p> <p>入試制度等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学試験委員会（以下、入試委員会）：入試のあり方、入試制度の検証、入試の実施計画を検討する（資料5-4）。 <p>入試の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学試験実務委員会：入学試験に関する実務を計画し実施する。 ・入学試験本部：入学試験にあたって全学的な実施組織として設置する。 <p>出題採点について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出題採点委員会：出題と採点の体制を組織的に確立し、出題と採点の適合性を確保する。 ・得点調整委員会：同じ試験時間に行われる試験の科目間において、明らかに試験問題の難易差による平均点格差が生じた場合に学長のもとに設置する（資料5-5）。 <p>入試合否判定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学試験判定会議：入試の適切性、公平性、透明性を保持し、合否判定を行っている（資料5-6）。 <p>「入学試験判定会議規程」の中で、入学試験判定における目的、体制等を定めている。</p> <p>入試の実施・出題・合否判定が適正に行われたかの確認については、2015年度入試から入学試験実施時、入学試験判定会議、入学試験委員会で、その都度確認している。その具体的な内容は入試事務処理関係事項、出題・採点関連事項、入試実務関連事項、合否判定事項、「アドミション・ポリシー（以下、APという）」に基づき入学者選抜は適切に行ったか、「APに基づき学力水準の要素を評価したか」である（資料5-7~9）。これらについては、入試チェックシートに基づき、PDCAサイクルが機能していることを確認し、その適切性を確認している（資料5-10）。また、入試チェックシートで入試実務面などに反省点などがあった場合は、今後の入学試験に役立つよう努めている。2025年度入試も、この体制に基づいて、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な措置を講じるように努めたい。</p>	<p>資料5-2_令和6年度大学入学者選抜実施要項について（通知）</p> <p>資料5-3_大阪産業大学入学試験実施規程</p> <p>資料5-4_2023年度入試委員会議事録</p> <p>資料5-5_大阪産業大学入学試験における教科（科目）間の得点調整に関する内規</p> <p>資料5-6_判定原案作成会議に関する申し合わせ</p> <p>資料5-7_2023年度判定原案作成会議（記録）</p> <p>資料5-8_入学試験判定会議規程</p> <p>資料5-9_2024年度入学試験判定会議議事録</p> <p>資料5-10_自己点検・自己評価入試に関するチェックシート</p>
---------	--	--

<p>(5-①-4)</p> <p>本学は入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施を行っている。入学試験実施にあたっては、身体機能等の障がいや不慮の事故等による負傷・疾病のある受験生および感染症にかかっていると申し出た受験生への対応として特別措置を行っており、入試ガイド、入試要項、Web上でその旨を明示している。具体的な特別措置としては、別室受験、座席指定、試験日の変更、試験時間の延長等を行っている。文部科学省等の通知文書等をベース資料にして、適宜、入試委員会等の会議体をとおして注意喚起を行った（資料5-11～14）。</p> <p>また、入学試験の試験日振替措置および入学検定料移行措置について例年、入学試験日（以下、「試験日」で表記する。）と公式戦等日程が重なり、試験日の振替措置の依頼がある。この場合、直近の他の入学試験に振り替えて（試験日振替措置）、試験日振替措置入学試験として実施している。また、コロナの他、インフルエンザに代表される学校感染症等により、受験が出来ない旨の申し出が試験日までにあった場合、入学検定料移行が可能な入試日程がある場合のみ、入学検定料移行措置を講じている。今年度も試験日振替措置および入学検定料移行措置を行った（資料5-14）。引き続き、2025年度入試においても、適切な措置を講じるように努めたい。</p>	<p>資料5-11_2024年度 入試ガイド 資料5-12_2024年度 入試要項 資料5-13_令和6年度 大学入学者選抜実施 要項（令和5年6月2 日）に関するQ & A 資料5-14_2024年度 入試 特別措置等一 覧表</p>
<p>(5-①-5)</p> <p>本学では、入学者受入れの方針に基づいて、以下のような取り組みを行っている。</p> <p>○学生募集活動:学部・学科のAPを念頭におき、本学各学部・学科の教育内容や進路先、入学後必要とされる高校の学力水準、入学試験などを「受験生」が正しく理解できるよう努めている。オープンキャンパス、高校内説明会、出張講義、ブース形式説明会への参加、大学キャンパス見学会などを行った。募集活動においては、学部・学科のAPを念頭におき、学部・学科の教育内容、進路先、入学後必要とされる高校の学力水準等の情報提供を適切に行っている（資料5-15）。</p> <p>○入学者選抜制度:本学の入試は様々な制度を導入している。受験生の動向や高校のカリキュラム状況を的確に把握し、学部・学科が定める「学生の受け入れ方針(求める学生像)」に照らし合わせ、入学試験の内容、基本方針、入試制度を検討し、一層の充実を図っている。入学試験に関する内容、出願方法や期限、出願資格、選考方法、試験日、合否発表日、入学手続方法等の情報提供を適切に行っている。</p> <p>○学費(入学金・授業料・教育環境充実費・諸会費)や奨学金制度は、適切に行っている。奨学金制度では日本学生支援機構の奨学金を紹介している。大学入学共通テスト利用入学試験(5教科型)では成績優秀者学費免除型入学試験、一般前期入学試験C日程では成績優秀者学費減額型入学試験があり、外国人留学生には学費減免制度がある（資料5-16,17）。これらの情報提供を適切に行っている。</p> <p>以上のとおり、上記の内容は、印刷物では「大学案内」、「入試ガイド」および「入試要項」に記載し、本学WEBサイトではデジタル版でも公表している（資料5-11,12,15）。なお、受験生に対しては、オープンキャンパス、高校内説明会、出張講義、ブース形式説明会、大学キャンパス見学会等で、情報提供をしている。</p> <p>2025年度入試制度は、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の区分の特徴や学部・学科のAPを勘案して、活用する評価方法、比重を明確化するように一層努め、学生募集活動を通して、入学選抜制度、学費、奨学金制度等の情報提供を適切に行いたい（資料5-11,12）。</p>	<p>資料5-11_2024年度 入試ガイド（再掲） 資料5-12_2024年度 入試要項（再掲） 資料5-15_2024年度 大学案内 資料5-16_大阪産業 大学入学試験成績優 秀者授業料減免規程 資料5-17_大阪産業 大学私費外国人留学 生授業料減免規程</p>

大学基準5 学生の受け入れ

5-② 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

点検・評価項目	評定
(5-②-1) 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。	B
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しがない）	
現状説明	根拠資料
(5-②-1) 【大学】 [入学者数比率] 2024年5月1日時点において、大学全体の入学定員1,976名に対し1,755名であり、入学定員に対する入学者数比率は0.89であった。学部・学科別の入学者数比率は、国際学部国際学科が0.71、スポーツ健康学部スポーツ健康学科が1.17、経営学部が1.07（経営学科1.07、商学科1.07）、経済学部が0.77（※学部一括募集）、デザイン工学部が0.95（情報システム学科1.08、建築・環境デザイン学科1.04、環境理工学科0.66）、工学部が0.71（機械工学科0.79、交通機械工学科0.72、都市創造工学科0.41、電気電子情報工学科0.92）であった（資料5-18,19）。 以上のとおり、大学全体と多くの学部・学科で入学者数比率が1.00を下回る結果となつた。 [在籍学生数比率] 2024年5月1日時点において、大学全体の収容定員7,980名に対し6,997名となっており、収容定員に対する在籍学生数比率は0.88であった。学部別の在籍学生数比率は、国際学部国際学科が0.77、スポーツ健康学部スポーツ健康学科が1.03、経営学部が0.98（経営学科0.95、商学科1.03）、経済学部が0.80、デザイン工学部が0.93（情報システム学科1.06、建築・環境デザイン学科1.00、環境理工学科0.67）、工学部が0.77（機械工学科0.81、交通機械工学科0.74、都市創造工学科0.64、電気電子情報工学科（電子情報通信工学科）0.91）であった（資料5-18,19）。 以上のとおり、大学全体と多くの学部・学科で在籍学生数比率が1.00を下回る結果となつた。 この状況を開拓するため、2025年度から2026年度にかけて大学全体の入学定員および収容定員を変更するとともに、学部学科再編を行う予定である。	資料5-18_入学定員及び収容定員推移表(5年間)(2024年4月1日現在) 資料5-19_学生人数一覧表(2024年5月1日現在)

<p>【大学院】</p> <p>[入学者数比率]</p> <p>2024年5月1日時点において、大学院全体の入学定員127名に対し61名であり、入学定員に対する入学者数比率は0.48であった。研究科・専攻別の入学者数比率は、人間環境学研究科が0.15（人間環境学専攻博士前期課程0.10、人間環境学専攻博士後期課程0.33）、経営・流通学研究科が0.20（経営・流通専攻博士前期課程0.27、経営・流通専攻博士後期課程0.00）、経済学研究科が0.54（現代経済システム専攻博士前期課程0.93、アジア地域経済専攻博士前期課程0.10、アジア地域経済専攻博士後期課程0.00）、工学研究科が0.61（機械工学専攻博士前期課程2.10、交通機械工学専攻博士前期課程0.50、都市創造工学専攻博士前期課程0.30、電気電子情報工学専攻博士前期課程0.30、情報システム工学専攻博士前期課程0.30、環境デザイン専攻博士前期課程0.40、生産システム工学専攻博士後期課程0.25、環境開発工学専攻博士後期課程0.00）であった（資料5-18,19）。以上のとおり、すべての研究科と多くの専攻で入学者数比率が1.00を下回る結果となった。</p> <p>[在籍学生数比率]</p> <p>2024年5月1日時点において、大学院全体の収容定員271名に対し129名であり、入学定員に対する入学者数比率は0.48であった。研究科・専攻別の入学者数比率は、人間環境学研究科が0.41（人間環境学専攻博士前期課程0.30、人間環境学専攻博士後期課程0.67）、経営・流通学研究科が0.20（経営・流通専攻博士前期課程0.23、経営・流通専攻博士後期課程0.13）、経済学研究科が0.56（現代経済システム専攻博士前期課程1.08、アジア地域経済専攻博士前期課程0.16、アジア地域経済専攻博士後期課程0.22）、工学研究科が0.54（機械工学専攻博士前期課程1.65、交通機械工学専攻博士前期課程0.60、都市創造工学専攻博士前期課程0.15、電気電子情報工学専攻博士前期課程0.30、情報システム工学専攻博士前期課程0.35、環境デザイン専攻博士前期課程0.60、生産システム工学専攻博士後期課程0.17、環境開発工学専攻博士後期課程0.00）であった（資料5-18,19）。以上のとおり、すべての研究科と多くの専攻で在籍学生数比率が1.00を下回る結果となった。</p> <p>内部質保証推進委員会では、各研究科および各学部に対し「収容定員未充足状況の改善に向けた具体的方策」について意見聴取を行い、それらの意見を踏まえ大学執行部が本件に係る所見を示すなど議論を行った（資料5-20,21）。また、経済学研究科博士前期課程のアジア地域経済専攻と現代経済システム専攻の入学定員を2024年度入試から入れ替えた。これは、近年の両専攻への入学志願者数・入学者数の動向を考慮し、入学者数比率を適正な値にすることが主な目的とされており、将来の経済学研究科における収容定員充足率の適正化に繋がることが期待できる（資料5-22,23）。さらに、2024年度入学式後の新入生保護者懇談会時に配布する「事務系所管部署の案内」の中で、「大学で学ぶ意味」と題して学長の考えを記している。その中で大学院に進学することの意義に言及し、保護者に対して大学院進学を奨励している。しかし、現在の状況を開拓するための抜本的な取り組みは進んでいない。</p>	<p>資料5-18_入学定員及び収容定員推移表(5年間)(2024年4月1日現在)（再掲）</p> <p>資料5-19_学生人数一覧表（再掲）</p> <p>資料5-20_2021年1月内部質保証推進委員会資料（抜粋）</p> <p>資料5-21_2021年5月内部質保証推進委員会資料（抜粋）</p> <p>資料5-22_2023年2月大学院研究科会議資料（抜粋）</p> <p>資料5-23_令和4(2022)年度第10回大学院研究科会議に基づく機関決定通知書</p>
--	--

大学基準5 学生の受け入れ

5-③ 学生の受け入れに関する状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

点検・評価項目	評定
(5-③-1) 学生の受け入れに関する事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A
(5-③-2) 点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関する事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	A
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しがない）	
現状説明	根拠資料
(5-③-1) 学生の受け入れの適切性については、毎年度4～9月に行う自己点検・評価活動において点検・評価を行っている。はじめに点検・評価を行う組織は自己点検・評価委員会学生受け入れ部会で、その後、自己点検・評価委員会および外部評価委員会による協議を経て内部質保証推進委員会に報告される。以上のように、本学では学生の受け入れの適切性に係る定期的な点検・評価を実施する仕組みを整えている。 これまでの自己点検・評価においては、入学試験制度の改革、「IR支援システム」の導入等、学生の受け入れに関する新たな取り組みを適切に把握している（資料5-24）。 一方で、入学定員に対する入学者数比率、編入学定員に対する編入学生数比率、収容定員に対する在籍学生数比率における課題についても把握している（資料5-25）。 以上のとおり、学生の受け入れに関する現状把握を通じて、成果が上がっている取り組みや課題について適切に把握している。	資料5-24_2020年度自己点検・評価報告書（抜粋） 資料5-25_2020～2023年度自己点検・評価報告書（抜粋）

(5-③-2)	<p>入学試験の実施に関し改善が必要と認められる場合は学長から入試センター長に改善指示を行う。入学定員および収容定員に関し改善が必要と認められる場合は、大学執行部が関係部署と協議し、改善・向上に向けた検討を行う。以上のように、本学では学生の受け入れの適切性に係る点検・評価結果に基づく改善・向上を図る仕組みを整えている。</p> <p>[これまでの取り組み]</p> <p>2020年度自己点検・評価より、毎年度大学院における収容定員の未充足が指摘されている。これを受け、内部質保証推進委員会において、各研究科および各学部に対し「収容定員未充足状況の改善に向けた具体的方策」について意見聴取を行った。その後、それらの意見を踏まえ大学執行部が本件に係る所見を示すなど議論を行ってきた（資料5-20,21）。また、2024年度入試より経済学研究科博士前期課程のアジア地域経済専攻と現代経済システム専攻の入学定員を入れ替えている。これは、近年の両専攻への入学志願者数・入学者数の動向を考慮し、入学者数比率を適正な値にすることが主な目的とされており、将来の経済学研究科における収容定員充足率の適正化に繋がることが期待できる（資料5-22,23）。以上のような取り組みを行ってはいるものの、依然として大学院における収容定員未充足の状態が続いている。</p> <p>また、2020年度自己点検・評価から毎年度編入学定員充足率を適正にすべき旨も指摘されている。これを受け、原則として「大阪産業大学学則」には編入学定員を設定せず、入学試験における募集定員を収容定員充足状況に応じて毎年度適宜設定することについて、内部質保証推進委員会で協議を行った（なお、協定等により受け入れが計画的に行われている場合は、当該課程と調整の上、これまで通り学則に編入学定員を設定する）。本件については、各学部および入試センターと協議のうえ、理事会へ提案することを予定している（資料5-26）。</p> <p>以上のとおり、点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組んでいる。</p>	資料5-20_2021年1月 内部質保証推進委員会資料（抜粋）（再掲） 資料5-21_2021年5月 内部質保証推進委員会資料（抜粋）（再掲） 資料5-22_2023年2月 大学院研究科会議資料（抜粋）（再掲） 資料5-23_令和4 (2022) 年度 第10回大学院研究科会議に基づく機関決定通知書（再掲） 資料5-26_2022年7月 内部質保証推進委員会資料（抜粋）
---------	---	---

大学基準5 学生の受け入れ

長所・特色
なし
問題点
<p>本学では、大学全体および大学院全体の入学者数比率、在籍学生数比率が1.00を下回っていることが問題となっている。また、多くの学部学科・研究科専攻においても同比率が1.00を下回っている。大学におけるこの値を適正なものとするため、2025年度から2026年度にかけて大学全体の入学定員および収容定員を変更するとともに、学部学科再編を行う予定としている。これにより、募集力の強化を図るとともに、人件費の削減、経常費補助金の確保が期待できる。大学院については、志願者数・入学者数の動向に合わせて入学定員を変更したり、内部質保証推進委員会で改善に向けた具体的な方策について協議してきたが、未だ抜本的な取り組みには着手できていない。</p>
全体のまとめ
<p>本学は、学科・専攻ごとに入学者受入れの方針を設定している。入学者受入れの方針には、各学位課程に応じた「求める学生像」を適切に設定するとともに、それらと選抜方法と関連を示すことで、入学希望者にとってわかりやすい内容となるよう配慮している。ただし、その記載方法等については課題がある。</p> <p>入学者選抜に関しては、「大阪産業大学入学試験実施規程」の中で入学者選抜実施のための体制および責任の所在について定めている。また、入試に関する業務ごとに各委員会を設置し、その役割と責任の所在について定めている。</p> <p>学生の受け入れ状況に関しては、上記のとおり問題を抱えている。</p>

大学基準6 教員・教員組織

6-① 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

点検・評価項目	評定
(6-①-1) 大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。	B
(6-①-2) クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。	B
(6-①-3) 教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。	B
(6-①-4) 授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。	B
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しがない）	
現状説明	根拠資料
(6-①-1) 本学の教員組織の編制方針の要旨は、1)法定教員数の充足、2)ST比や年齢構成を考慮したバランスある組織編制、3)規程に基づく適切な教員任用、4) 教育改善のためのFD推進である（資料6-1【ウェブ】）。 (1)法定教員数の充足 大学全体の専任教員数は、2024年5月1日時点において、大学設置基準上の必要専任教員数211名に対し208名となっている。また、教授数は、必要教員数109名に対し121名となっている。大学設置基準上の必要専任教員数を満たしておらず、教員数を確保する必要があり、今年度中に充員する予定である。大学院全体の専任教員数は、2024年5月1日時点において、必要専任教員数115名に対し169名となっている。また、研究指導教員数は、必要教員数65名に対し136名、教授数は必要教員数50名に対し125名となっており、いずれも基準を十分に満たしている（資料6-2）。 (2)ST比や年齢構成等を考慮したバランスある組織編制 学部・研究科によってばらつきがあり、すべての学部・研究科において方針と教員組織の整合性が確保されているとはいえない（資料6-3,4）。 (3)規程に基づく適切な教員任用 教員任用に関しては、規程に照らして適切に行っている。 (4)教育改善のためのFD推進 全学的なFD研修会や学部・研究科単位のFD活動を毎年度実施し、教員の資質向上に努めている（資料6-5）。	資料6-1 求める教員像および教員組織の編制に関する方針 資料6-2_令和6年度教員数 資料6-3_令和6年度学科別ST比一覧 資料6-4_令和6年度学部・職位・年代・性別・外国籍専任教員数 資料6-5_令和5年度FD活動計画一覧

(6-①-2) 現在本学においては、クロスアポイントメントを制度として確立しておらず、対象となる教員も存在しない。	
(6-①-3) 学校法人大阪産業大学行動指針において、教員と事務職員が教育研究活動等において組織的かつ効果的な管理・運営を図るため、適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保することを謳っている。しかし、教員と職員がそれぞれの責任を明確にしながら協働・連携することについては規程等に明記できていない。今後は、教員と事務職員等の関係や組織の機能を一体的に規定し、組織的な連携体制による教育研究活動や厚生補導を促進する必要がある。	
(6-①-4) 授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させている学科・専攻においては、事前の説明や指導を行っているが、規程等を定めてはいない。	

大学基準6 教員・教員組織

6-② 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

点検・評価項目	評定
(6-②-1) 教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。	B
(6-②-2) 年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。	A
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しがない）	

現状説明	根拠資料
(6-②)-1) 本学の教員採用および昇任（以下、任用）は、「大阪産業大学教員任用の手続規程」および「大阪産業大学大学院教員任用等の手続規程」に基づいて行っている（資料6-6,7）。また、教員任用に関する職位（教授、准教授、講師等）ごとの審査基準は、「大阪産業大学教員任用の基準規程」および「大阪産業大学大学院教員任用等の基準規程」に定めている（資料6-8,9）。さらに、大学院の教員任用に関しては、学術研究上の業績についての判定基準に関する内規を研究科ごとに定めている（資料6-10～13）。 教員の任用の必要が生じた場合、学部長・研究科長は学長に文書で申し出を行う。学長は申し出に対し、任用の適否について検討を行い、結果については、採用の場合は原則1カ月以内、昇任の場合は順次、それぞれ回答する。学部長・研究科長は、学長から教員任用の承認を受けた場合、学長回答の日から原則として3カ月以内に、任用対象者に所定の履歴書、業績等を提出させ、教授会における票決を行う。なお、採用は公募により行い、昇任は推薦により行う。対象者の中から任用しようとする候補者が決まれば、学部長・研究科長は教員資格審査委員会を組織する。この委員会は、原則として任用しようとする職位以上の教員3名で構成し、うち1名が主査となる。教員資格審査委員会は、「大阪産業大学教員任用の基準規程」または「大阪産業大学大学院教員任用等の基準規程」に基づき審査を行った上で原則として1カ月以内に結論を出し、教授会または研究科委員会に報告しなければならない。報告を受けた教授会・研究科委員会は、報告に基づいて審議を行い票決する。採用に関する票決は、教授会・研究科委員会の講師以上の教育職員により行い、昇任に関する票決は、候補者が昇任しようとする職位・資格以上の教授会・研究科委員会の構成員のみによって行う。なお、投票は無記名とし、投票権を持つ教員の3分の2以上が出席する教授会・研究科委員会において、投票者の3分の2以上の賛成により可決する。任用が否決された場合、同一年度内には同一候補者について審議を行わない。学部長・研究科長は教授会・研究科委員会で可決された候補者について、速やかに必要書類を添えて学長に推薦する。学長は推薦を受けたときは速やかに協議会・大学院研究科会議に諮り、昇任については学長が自ら決定し、採用については理事長に任用を申請する。以上のとおり明確な基準および手続きを設けているが、運用上のトラブルがあり、公正に運用できているかは疑義がある。	資料6-6_大阪産業大学教員任用の手続規程 資料6-7_大阪産業大学大学院教員任用等の手続規程 資料6-8_大阪産業大学教員任用の基準規程 資料6-9_大阪産業大学大学院教員任用等の基準規程 資料6-10_大学院教員任用等の基準規程の適用に関する人間環境学研究科内規 資料6-11_大学院教員任用等の基準規程の適用に関する経営・流通学学研究科内規 資料6-12_大学院教員任用等の基準規程の適用に関する経済学研究科内規 資料6-13_大学院教員任用等の基準規程の工学研究科への適用に関する内規
(6-②)-2) 本学では、各学科が令和5年度から令和9年度までの教員採用計画を策定している（資料6-14）。各計画は、年齢構成や性別など教員の多様性に配慮することを定めた「教員採用計画策定指針」に基づいて策定されており、各学科は計画に基づいて教員の採用を進めている（資料6-15）。このことから、本学は年齢構成や性別など教員の多様性に配慮した任用に努めている。	資料6-14_教員採用計画 資料6-15_教員採用計画策定指針

大学基準6 教員・教員組織

6-③ 教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

点検・評価項目	評定
(6-③-1) 教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。	B
(6-③-2) 教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。	B
(6-③-3) 大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。	B
(6-③-4) 教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。	B
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しがない）	

現状説明	根拠資料
<p>(6-③-1)</p> <p>本学におけるFD活動については、教学マネジメントを掌る組織である内部質保証推進委員会が組織的に管理した上で実施することとしている。内部質保証推進委員会は、「大阪産業大学FD活動の実施要項」に基づき、全学および各組織における毎年度1回以上の研修会の実施と、全教員の毎年度1回以上のFD研修参加を求めている（資料6-16）。また、内部質保証推進体制確立以前からのFDに係る取り組みとして、「授業改善のためのアンケート」を毎年度実施している（資料6-17【ウェブ】）。</p> <p>FD研修に関しては、前述の「大阪産業大学FD活動の実施要項」に基づき、各学部・研究科等が主体となって行う個別のFD研修と、内部質保証推進委員会が企画する全学的なFD研修をそれぞれ行っている。個別のFD研修については、各学部・研究科および全学教育機構を基本単位とし、それぞれが、所属の全専任教員の参加を前提とするFD研修を毎年度1回以上計画の上、実施することとしている。各組織は、実施計画や実施結果を内部質保証推進委員会FD部会に報告し、FD部会はその内容をとりまとめた上で内部質保証推進委員会に報告する。一方、全学的なFD研修については、内部質保証推進委員会が、当年度の事業計画や高等教育を取り巻く状況等を踏まえ、研修会の企画・立案をFD部会に付託する。FD部会により企画・立案されたFD研修会は、内部質保証推進委員会の承認を経て実施される。この全学的なFD研修会も、毎年度1回以上の実施を基本としている。以上のように、本学では個別のFD研修と全学的なFD研修をそれぞれ毎年度1回以上実施することで、全専任教員が、毎年度1回以上何らかのFD研修に参加することができるよう配慮している。また、内部質保証推進委員会は、FD部会を通じて全専任教員のFD研修参加状況の管理・把握を行っており、その状況を各組織の長と共有することで、各教員のFD研修参加を促している。</p> <p>「授業改善のためのアンケート」は、毎年度、半期ごとに実施している。アンケート対象科目は内部質保証推進委員会IR部会が事前に選定し、授業担当教員に実施を依頼する。なお、これまでアンケート対象科目の選定にあたっては、2年の間に概ねすべての授業科目が対象となるよう調整してきたが、毎年度すべての授業科目を対象とはしていないため、学生が毎年度自身の理解度や意見・要望等を示す機会を十分に保証することはできていなかった。この問題を改善するため、すべての授業科目を対象にアンケートを行える体制の構築に努めている。アンケートの集計結果は、IR部会を通じて各授業担当教員にフィードバックするとともに、各授業担当教員にアンケート結果に対する所見書の提出を求めることで、授業改善を促している。また、教員の授業改善意欲のさらなる向上を図るため、2017年度より、アンケート結果に基づく顕彰制度を導入している（資料6-18【ウェブ】）。さらに、2019年度からは、アンケート結果を学部長や学科主任等に提供し、各組織における教育改善への活用を求めている。</p> <p>以上のとおり、FD活動に組織的に取り組んでいるが、その具体的な成果については明確にできていない。</p>	<p>資料6-16_大阪産業大学FD活動の実施要項</p> <p>資料6-17 授業改善のためのアンケート結果について</p> <p>資料6-18 令和5年度前期授業改善アンケート 優秀者表彰式を行いました</p>
<p>(6-③-2)</p> <p>教員の研究活動や社会貢献等の諸活動については、6-③-1で記載した全学および各組織におけるFD活動を通してその活性化や資質向上を図っている。しかし、その具体的な成果については明確にできていない。</p>	

<p>(6-③-3)</p> <p>本学は、「大阪産業大学教員活動評価実施規程」に基づき、専任教員の教育・研究・社会貢献（連携）・学務の各領域における活動を評価し、その結果を処遇に反映することで、教育改善につなげる取り組みを行っている（資料6-19）。この一連の手続きを、本学は「教員評価制度」として位置付けている。「教員評価制度」に基づく教員評価は、学部または学科単位で行われる。学部または学科は、規程に則り、教員評価を実施するための申し合わせと、評価用の自己点検・評価シートを策定する。その上で、所属の教員に対し、自己点検・評価シートの作成・提出を求め、それに基づいて教員評価を行う。評価は、学部または学科ごとに設置される評価委員会等により、組織的に毎年度行われ、特に優秀と認められる教員を、優秀教員候補者として選出することとしている。学部長は、評価委員会等が選出した優秀教員候補者を、根拠資料を添えて学長に報告する。学長は、学部長から報告された優秀教員候補者について、根拠資料を基にその妥当性を確認し、正式に優秀教員として選定し、理事長に報告する。優秀教員に対しては、理事長による決裁を経て、法人から一時金が支給される。なお、各教員は、その活動の点検・評価結果を踏まえ、自ら改善に努めるものとしている。このような仕組みにより、本学は、「求める教員像」の中で示す教員の資質・能力の向上が、適切に図られるよう配慮している。</p> <p>しかし、以上の取り組みが、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているかどうか具体的な検証はできていない。</p>	<p>資料6-19_大阪産業大学教員活動評価実施規程</p>
<p>(6-③-4)</p> <p>教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、一部の学科において年度始めに科目担当者より授業運営に必要な研修を行い、授業の運営等が適切になさるように図っている。しかし、多くの学科では授業担当教員が指導を行っており、組織的な研修等を行っていないため改善が必要である。</p>	

大学基準6 教員・教員組織

6-④ 教員組織に関する事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

点検・評価項目	評定
(6-④-1) 教員組織に関する事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A
(6-④-2) 点検・評価の結果を活用して、教員組織に関する事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	A
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しがない）	
現状説明	根拠資料
(6-④-1) 教員組織の適切性については、毎年度4～9月に行う学校教育法に基づく自己点検・評価活動の中で検証している。はじめに検証を担う組織は、各学部長・研究科長が構成員として参画する自己点検・評価委員会教学部会である。自己点検・評価委員会教学部会では、各学部長・研究科長に自己点検・評価シートを配布し、組織ごとの自己点検・評価を求めており、その中に教員組織の適切性に係る項目を設定することで具体的な検証を行っている。その後、学部・研究科によって検証された結果を踏まえて部会用の自己点検・評価シートが作成され、教学部会でその内容について協議を行う。そして、自己点検・評価委員会、外部評価委員会による検証・評価を経て内部質保証推進委員会に報告される。 各教員については、「教員評価制度」に基づき、毎年度、教員ごとに教育・研究・社会貢献（連携）・学務の4領域に関する自己点検・評価を行っている。 これまでの自己点検・評価においては、組織的なFD活動の展開や、「教員評価制度」に基づく取り組みなど、優れた取り組みを適切に把握している（資料6-20）。一方で、教員数、ST比（教員一人あたりの学生数）、教員の年齢構成、教養教育の運営体制等における課題についても把握している（資料6-21）。	資料6-20_2021～2023年度自己点検・評価報告書（抜粋） 資料6-21_2020～2023年度自己点検・評価報告書（抜粋）
以上のとおり、教員組織に関する現状把握を通じて、成果が上がっている取り組みや課題について適切に把握している。	

<p>(6-④-2)</p> <p>教員組織の適切性について、自己点検・評価報告書において改善の必要性が指摘された場合は、9月の内部質保証推進委員会で学長から改善指示が行われる。学長から改善指示を受けた学部長・研究科長は、各学部・研究科で検討を行い、10月の内部質保証推進委員会で改善案を提示する。それが認められれば、教員採用計画に反映するなど、各組織が改善を進めていくこととなる。以上のような仕組みにより、教員組織の適切性に関する定期的な自己点検・評価結果に基づく改善に取り組む仕組みを確立している。</p> <p>[これまでの取り組み]</p> <p>2020年度自己点検・評価において、過去本学が作成・公表していた「求める教員像」および「教員・教員組織に関する方針」について具体性や明確性に欠けるという指摘が行われた（資料6-22）。これを受けて、2021年1月内部質保証推進委員会で新たな方針案について審議を行い、その後機関決定された（資料6-23）。</p> <p>以上のとおり、点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組んでいる。</p>	<p>資料6-22_2020年度 自己点検・評価報告書（抜粋）</p> <p>資料6-23_2021年1月 内部質保証推進委員会資料（抜粋）</p>
--	--

大学基準6 教員・教員組織

長所・特色
なし
問題点
本学における教員組織に関する問題は、大学設置基準上の必要専任教員数を満たしていないことである。昨年度自己点検・評価においてもこの問題は指摘されていたが、2023年度末に多くの退職者が出たことで再度未充足状態となった。
全体のまとめ
本学は、教員組織の編制方針に基づき教員組織を編制しているが、大学全体の専任教員数を満たしていないことが問題となっている。また、法令基準に対して十分余裕のある教員数となっていない学科や専攻がある。授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合においては、学科や専攻で事前説明や指導を行っている場合もあるが、規定化や組織的な研修を充分に行なうことはできていない。教員の募集、採用、昇任等に関しては、各種規程に基づき適切に行なっている。 また、本学は、各学部・研究科単位のFD研修や全学的なFD研修、授業改善のためのアンケート、教員評価制度を通して教育研究活動の改善・向上を図っている。ただし、その具体的な成果については明確にできていない。 以上のとおり、喫緊の課題は専任教員数を充足させることであるが、その他にも教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる各取り組みの成果についても検証していく必要がある。

大学基準7 学生支援

7-① 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

点検・評価項目	評定
(7-①-1) 学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。	B
(7-①-2) 各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。	A
(7-①-3) 学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。	B
(7-①-4) 学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。	B
(7-①-5) 障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。	A
(7-①-6) 学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。	B
(7-①-7) 遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。	B
(7-①-8) ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。	A
(7-①-9) 学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。	A
(7-①-10) 学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。	A
(7-①-11) 学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。	B

(7-①-12) 各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。	S
(7-①-13) 上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。	B
(7-①-14) ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。	A
(評定の解説)	
S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しがない）	
現状説明	根拠資料
(7-①-1) <p>本学は、「学生支援に関する方針」および「障がいのある学生支援の方針」を定め、Webサイトで公表している（資料7-1【ウェブ】、2【ウェブ】）。</p> <p>学生支援体制としては、教務部、学生部、キャリアセンターなどの組織を設置し、適切な学生支援を行うための体制を整備している。教務部には教務課を置き、日々の履修指導や、成績不振者等への対応を行なうほか、学生の学籍管理等を行っている。</p> <p>学生部には、経済的支援や課外活動等に関する支援を行う学生生活課、海外への留学生や海外からの留学生の支援を行う国際交流課、学生の心理相談を行う学生相談室、学生の健康増進を担う保健管理センターの4つの部署を置いている。</p> <p>キャリアセンターには就職支援課を置き、職業紹介、履歴書添削等、学生の就職支援に係る様々な業務を行なっている。</p> <p>また、事務部に全学教育機構事務室を置き、その下に、正課外教育等を担う高等教育センター事務室と、教職課程を履修する学生の支援を行う教職教育センター事務室を置いている。</p> <p>各事務組織は、それぞれが所管する委員会を通じ、教学組織と適宜連携しながら学生の支援にあたっている。</p> <p>さらに、教務部長、学生部長、入試センター長、キャリアセンター長、社会連携・研究推進センター長、総合図書館長および情報科学センター所長をそれぞれの組織における教育職員の責任者として置いている。これにより、学生支援に関して教育職員と事務職員の管理者層が意見交換を行い、学生支援に活かすことができる環境を整えている。</p> <p>ただし、障がいのある学生に対する支援に関しては、上述のとおり方針を定めているものの、方針に基づいた全学的な支援体制や手続きが十分に整備できていないことから、内部質保証推進委員会に学生支援改善検討WGを設置し、現在具体的な内容を検討している（資料7-3）。</p>	資料7-1 学生支援に関する方針 資料7-2 障がいのある学生支援の方針 資料7-3_2024年4月 内部質保証推進委員会資料（抜粋）

<p>(7-①-2)</p> <p>学生相談室での学生支援においては、カウンセリングにかかる専門的な知識・能力や経験を有したスタッフを配置し、学生の相談に応じて悩みに寄り添いながら支援に努めている（資料7-4）。また、保健管理センターには、適正に医師ならびに看護師を配置している（資料7-5）。就職支援課においては、中央キャンパスと東キャンパスのそれぞれにキャリアコンサルタント（国家資格）有資格者を配置している（資料7-6【ウェブ】）。学習支援センターにおいては、高等学校教師や他大学の学習支援センター勤務経験があるスタッフを配置している（資料7-7）。</p> <p>以上のとおり、各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置している。</p>	<p>資料7-4_学生相談室 スタッフの資格 (2024年5月7日現在) 資料7-5_保健管理センタースタッフの資格 (2024年6月1日現在) 資料7-6 サポート体制／担当者紹介 資料7-7_2024年度学習支援センター名簿</p>
<p>(7-①-3)</p> <p>学生支援に関する情報発信では、大学のWebページに情報を掲載するとともにポータル配信により情報を提供している（資料7-8）。発信する情報は、保健だより、学生健康保険や学生教育研究災害保険の案内や、奨学金、課外活動、行事、拾得物、遺失物にかかる情報を提供している。また、LINEの公式アカウント「学生生活課」を作成し、学生生活課からの役立ち情報を随時配信している。さらに、下宿やアルバイトの情報については、委託している外部事業者の連絡先等を案内している。行事、遺失物・拾得物・盗難等に関する学生からの相談に応じている。なお、支援が学生の利用しやすさになり得ているかについては、今後の検討課題であると考えている。</p>	<p>資料7-8_ 「CAMPUS LIFE GUIDE 2024」（抜粋）</p>

<p>(7-①-4)</p> <p>授業を十分に理解できない学生が一定の割合で存在する現状に鑑み、本学では正課における学生の学習を支援するため、「学習支援センター」を設置している。学習支援センターでは、英語・数学・物理・簿記・日本語（留学生用）といった基礎科目を中心に、学生への指導や学習相談を行っている。学習支援センターには科目ごとに元高等学校教員や現役の大学院生などのチューターを配置しており、学生は授業の復習や、授業の内容に関する個別相談を行うことができる。学習支援センターでは例年延べ2,500名程度の学生が利用している（資料7-9【ウェブ】）。また、定期的に全学生を対象としたミニ講座も開催しており、設定した演習問題を学生と共に解くことで学生の基礎学力向上を支援している（資料7-10）。学習支援センターについては、本学Webサイトへの掲載、学生へのメール案内のはか、教員に授業内でのアナウンスを依頼するなど、全学へ向け積極的に周知を行っている。</p> <p>また、本学は外国語学習や国際文化交流に意欲・関心のある学生のため、気軽に外国語学習ができる「ランゲージ・カフェ」を設置している（資料7-11【ウェブ】）。ランゲージ・カフェには、英語・中国語・ドイツ語・フランス語・朝鮮語（韓国語）・日本語（留学生用）のネイティブ・スピーカーを配置し、コミュニケーションを通じた学生の能動的な外国語学習を支援している。また、ネイティブ・スピーカーとのコミュニケーションを通じ、学生の異文化に対する理解も同時に形成されるため、グローバルな人材養成という観点からも有意な学習施設であるといえる。COVID-19の影響下であった2020年度および2021年度においては、学習支援センター、ランゲージ・カフェではいずれもGoogle Meetを活用したオンライン相談を取り入れ、学習支援センターでは、クラウドサービスを利用した「オンライン予約システム」も導入したことにより、学生はいつでもチューターの対応状況を把握することができるようになり、COVID-19の流行前と変わらず学生が気軽に相談できる体制が整った。現在では、授業も平常に戻り COVID-19も5類の位置づけに移行されたことにより影響以前へ戻りつつある。</p> <p>そのほか、工学部やデザイン工学部（情報システム学科のみ）では工学系基礎科目的学習サポートを目的に、大学院生や先輩学生が後輩学生への学習支援を行う「ピア・サポート制度」を設けている（資料7-12）。</p> <p>全体的に利用者数は増えているが、授業理解が不十分な学生に対しては、多角的な支援策を講じることが重要であるため、基礎的な知識の定着から学習スキルの向上、教員との対話、学習支援サービスの活用など、学生への情報提供の強化を行っていく必要がある。</p>	<p>資料7-9 学習支援センター</p> <p>資料7-10_後期・ミニ講座 開講のお知らせ</p> <p>資料7-11 ランゲージ・カフェ</p> <p>資料7-12_学習ピア・サポート</p>
<p>(7-①-5)</p> <p>障害者差別解消法の施行に基づき、合理的配慮を求める学生に対しては、ヒアリングを実施した上で、学生が履修している科目教員に配慮願を提出している（資料7-13）。</p> <p>留学生については、各学科の教育課程において日本語教育科目を必修化しており、少人数クラスによるきめ細かい指導を行っている（資料7-14）。</p> <p>精神障害や発達障害のある学生が、履修する授業で社会的障壁の除去を必要とする意思を表明された場合において、『障害者差別解消法』に基づき、当該学生の実態に応じた合理的な配慮をするべく対応を行っている（資料7-15）。具体的には、当該学生あるいは保護者からの要望をもとに、学生相談室のコーディネーターが個別に面談を行うことで、まずは現状の困り感などを含めた実態を把握する。その上で、学内の関係部署とのやりとりも適宜行いつつ、学生による最終確認のもと具体的な配慮事項を決定し、その事項を記載した「配慮願い」を、学生が履修している授業の担当教員に配布して内容を共有することで、修学上の支援を実行している（資料7-16【ウェブ】）。</p>	<p>資料7-13_配慮願フォーマット</p> <p>資料7-14_各学部修学規程</p> <p>資料7-15_身体障がい者対応委員会の開催通知</p> <p>資料7-16_相談窓口</p>

(7-①-6) 留年者は、教務課が各学科の教務担当教員(教務委員)と適宜連絡を取り合い個々の学生対応に努めている。退学希望者についても同様に連絡を取り合い個々の学生対応に努めている。退学者アンケートによる情報収集も行っている。	
(7-①-7) 本学は、個人が所有するノートパソコン等を持参して学ぶBYOD (Bring Your Own Device)の推進を行っている（資料7-17【ウェブ】）。推進にあたっては、学生が準備するノートPCにおいて推奨される仕様やその他留意事項等についても示している。しかし、BYODに関する全学的な指針等は策定できていない状況である。	資料7-17 BYODの推進～学生生活に必要なノートPC等の必要性とその準備について
(7-①-8) 学習支援（技術的なサポート）は、情報科学センターが相談窓口となっている（資料7-17【ウェブ】）。また、学生がICTを活用するうえで必要となる情報をあらかじめ想定して、情報科学センターが「よくある質問」への回答を提供している（資料7-18【ウェブ】）。	資料7-17 BYODの推進～学生生活に必要なノートPC等の必要性とその準備について（再掲） 資料7-18【学生向け】授業に関する情報科学センターからの情報提供
(7-①-9) 学生に対する経済的支援の授業料減免では、大学入学共通テストおよび一般入学試験において優秀な成績で合格した者に対する制度、留学生に対する制度、大学院に内部進学する学生を対象とした制度に基づき支援している（資料7-19【ウェブ】、20【ウェブ】）。学内外の奨学金では、日本学生支援機構が行う奨学金や民間育英団体奨学金についても支援している。特に、学部生では「高等教育の修学支援制度」にかかる低所得者世帯学生の学びの継続や家計急変学生の支援に注力している。また、大学院生の「授業料後払い制度」についても、支援体制を整えている。	資料7-19 奨学金・教育ローンについて 資料7-20 学生生活課
(7-①-10) 学生の心身の健康にかかる指導相談では、学生相談室において心のケアについて学生の悩みに寄り添いながら相談に応じた支援に努めている（資料7-16【ウェブ】）。学生の身体の健康にかかる指導相談は、保健管理センターにおいて毎年4月に健康診断を実施し診断結果に応じて指導している（資料7-21【ウェブ】）。また、保健管理センターでは、学生的健康保持増進のため適時保健だよりを発信している（資料7-22【ウェブ】）。	資料7-16 相談窓口（再掲） 資料7-21 保健管理センター 資料7-22 保健だより
(7-①-11) 学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置としては、学生相談室にコミュニケーションラウンジを開設し、学生の交流の場を提供するとともに学生の居場所を確保している（資料7-16【ウェブ】）。また、コーディネーターを配置し、コミュニケーションが上手くない学生の相談に応じている。更に、学生の交流機会の確保では、学生自治会が行う新入生を対象としたイベント「アミーゴ」と、全学生を対象とする「OSUクイズ大会」を支援している（資料7-23,24）。なお、ICTを利用した遠隔授業に関する指針等は策定できていないため、遠隔授業を行う際の配慮についても規定できていない。	資料7-16 相談窓口（再掲） 資料7-23_新入生交流イベント AMIGO2024 資料7-24_OSUクイズ大会

(7-①-12) <就職支援> <p>学生のキャリア支援を行うため、キャリアセンター就職支援課（以下、就職支援課）を中央キャンパス、東キャンパスおよび梅田サテライトキャンパスに設置している（資料7-25）。</p> <p>中央キャンパスでは文系学生対象にサポートを行うためキャリアカウンセラー6名を含む8名、東キャンパスでは理系学生対象にサポートを行うためキャリアカウンセラー2名を含む4名が学科担当者として配置しており、その他に公務員希望学生担当、学生サポート担当等の計26名のスタッフとセンター長1名で構成されている。サテライトキャンパスでは専任スタッフを配置していないが、後援会の協力を得て、期間限定で既卒生サポートを行っている他に、企業訪問等の合間に企業研究や休憩ができる空間を提供している（資料7-26）。また、履歴書の配付、成績証明書等の証明書を発行可能としている。</p> <p>キャリアセンターの支援としては、学生の就職活動をサポートするために①個々の学生への対応、②就職活動を誘導するガイダンスの実施、③学生の就職活動全般に寄与することを狙いとした業界研究会等のイベント実施、④企業との連携強化、情報収集、⑤保護者との連携、⑥資格取得の支援、⑦外国人留学生の対応、⑧障がい者の対応などの就職支援があげられる。</p> <p>①個々の学生への対応として、就職相談、履歴書・エントリーシートの添削、面接対策指導、や企業紹介を行っており、令和5年度は、9501件の面談、7920件の架電を行い、就職率Aが98.8%、就職率Bが90.6%という好結果となっている。</p> <p>②就職活動を誘導するガイダンスとして、3回生の春からスタートガイダンス、スキルアップガイダンスの他、キャリアカウンセラーによる講座を実施し、学生の就職活動の活性化および①個々の学生対応に誘導している（資料7-27～29）。</p> <p>③学生の就職活動全般に寄与する狙いで、夏のオープンカンパニー（インターンシップ）に向けたオープンカンパニーフェア、会社説明会解禁前の業界研究会、OSUフェスタなどの開催、また、未内定学生対象に学内企業説明会を実施（資料7-30～33）。</p> <p>④企業との連携強化では、令和5年度は、企業面談件数2173件で、来学企業の面談の他に、地元商工会議所（大東、大阪、東大阪、尼崎、堺、奈良、東京）や就職情報誌主催の情報交換会に積極的に参加し、企業（その担当者）との信頼関係の構築や採用情報の収集を行い、個人面談、就職支援システムを通じて、学生に情報還元を行っている（資料7-34）。</p>	資料7-25_キャリアセンター（写真） 資料7-26_就活サポートデスク 資料7-27_就活スタート準備ガイダンス 資料7-28_就活スキルガイダンス 資料7-29_履歴書ES作成会 資料7-30_OSUオープンカンパニーフェア 資料7-31_合同企業研究会 資料7-32_OSU就活フェスタ 資料7-33_学内企業説明会 資料7-34_情報交換会
---	---

<p>⑤保護者との連携として、後援会主催の就職懇談会、地区教育懇談会に参加し、キャリアセンターの取組を理解いただき、学生の就職活動のサポートをお願いしている（資料7-35,36）。</p> <p>⑥資格取得支援として、キャリアセンター内に併設している資格サポートセンターにおいて、公務員希望の学生やキャリアアップを目指す学生をサポートしている（資料7-37）。資格サポートセンターについては、学内でのガイダンスの他、保護者に対して「就職懇談会」「地区教育懇談会」にて広報を行っている。</p> <p>⑦留学生への対応としては、留学生就職情報を収集するだけでなく、学生部・国際交流課と連携し、在籍確認時の情報提供や留学生ガイダンス、留学生企業説明会等を実施している（資料7-38）。</p> <p>⑧障がいのある学生、悩みのある学生への対応としては、キャリアセンターからは全就職対象者に対して区別をせず連絡等をしており、申し出のあった場合は個別で対応している。申し出のあった場合は、学生相談室（コミュニケーションラウンジ）との連携を取り進めている。</p> <p>上記以外に、キャリアセンターが実施するキャリア教育（以下、センター主導キャリア教育）に関しては、学科が実施するキャリア教育に協力しながら実施している。キャリアセンター主導キャリア教育は学科毎に異なるが、学科の要請によりキャリアセンター課員がゼミ・卒研等へ出向き出張講義の実施（令和5年度142件実施）、業界研究会等のサポートの他、取り組みが進んでいる学科の事例などを共有や、SPE eラーニングの活用促進のためにシラバスへの記載依頼（キャリア科目授業の前後の自習時間を活用）やキャリアセンターが実施するイベントと連携するなど、キャリア委員会を通じて各学科と連携を図っている（資料7-39）。</p> <p>改善事項として、キャリアセンター実施のガイダンスやイベントの学生動員に令和5年度は苦戦しており、ガイダンスやイベント実施の時期や内容を検討するとともに、キャリア教育での学科との連携強化を図ることとしている。</p>	<p>資料7-35_就職後援会ならびに就職説明会</p> <p>資料7-36_令和5年度地区教育懇談会の集合時間等一覧表</p> <p>資料7-37_2023年受講人数</p> <p>資料7-38_留学生を対象とした就職支援関連資料</p> <p>資料7-39_シラバス</p>
---	---

<p><教職課程におけるキャリア教育・キャリア形成支援等></p> <p>2022年度より教職課程を履修する学生が有志で参加する「教職ゼミ」活動を実施している（資料7-40）。</p> <p>「教職ゼミ」では学生の「教師力の向上」を目的とし、職業教育としてのキャリア教育を実施している。2年目となる2023年度は、2022年度に引き続き、本学と協定を締結している奈良県野迫川村において、廃校となった小学校の施設を使用させてもらい、合宿形式による勉強会を実施した（資料7-41,42）。合宿では、校舎の清掃・修繕を行ったあと、現職教員を招いた情報交換会を実施し、学校現場の様子や実態を聞いたりすることで、教員の職務の重要性や学生時代に備えるべきことについて各自が理解を深めた。なお合宿は、5月、7月、8月の計3回実施する予定であったが、8月は台風の接近により中止となつたため、代わりに大学構内に現職教員を招いて勉強会を行った（資料7-43）。以上の取り組みのほか、11月には茨木市内の中学校における校区フェスタで、木製電気自動車を用いた環境授業を実施した（資料7-44【ウェブ】）。この木製電気自動車は、これまでの「教職ゼミ」の学生たちの手によって製作したものである。さらに、2月には大東市内の小学校においてプログラミング教育を実施した（資料7-45）。このプログラミング教育は、本学が輩出した教員が勤務する高等学校の生徒も参画し、高大連携で実施したものである。</p> <p>なお、令和6年3月に卒業した学生の中で、教職ゼミに参加した者の中6名が、令和6年4月から教員として教壇に立っている（資料7-46）。</p>	<p>資料7-40_本学の教員養成に係る教育の質の向上に係る取組について</p> <p>資料7-41_5月教職ゼミ合宿開催案内</p> <p>資料7-42_7月教職ゼミ合宿開催案内</p> <p>資料7-43_8月教職ゼミ開催案内</p> <p><u>資料7-44 尾鷲ヒノキの端材で電気自動車制作</u></p> <p>資料7-45_氷野小学校におけるプログラミング授業の様子</p> <p>資料7-46_2023(R5)年度卒業生_教員就職状況</p>
<p>(7-①-13)</p> <p>本学独自の特色ある教育プログラムとして、2007年度より、「プロジェクト共育」を全学的に導入している（資料7-47【ウェブ】 ,48,49）。「プロジェクト共育」は経済産業省が2006年に提唱した「社会人基礎力」の育成を目的としており、学生が自ら選んだテーマに主体的に取り組み、目標達成に向かって努力する過程の中で、「前に踏み出す力」「考え抜く力」「チームで働く力」を養うことができる優れたプログラムである。プロジェクト共育では自プロジェクトだけでなくプロジェクト全体で進捗状況や達成報告などを共有するため、定期的に会議を開催して活動を発表する場を設けている。これにより、人に伝えるプレゼンテーション能力の向上も図っている。また、令和4年度には大学基準協会より、正課外での活動を通じて地域社会の活性化にも貢献することが期待できることから、大学の理念・目的的実現に有効であると評価をいただいたが、現状はプロジェクト共育の主となる学生数が減少していることから、今後もプロジェクトの魅力向上・情報発信力強化に向けた取り組みを実施し、参加者増加を目指している。</p> <p>部活動への資金面での支援では、課外活動団体からの申請に基づき、必要に応じて大学予算内で用具購入援助、行事開催援助および学外施設使用援助を行っている。また、大学予算外の資金面での支援として、本学学生自治会(授業料とともに徴収している自治会費)からの分配金、後援会(保護者組織)と校友会(卒業生組織)からの活動援助金などを受けている。部活動への施設設備面での支援では、大学所有のバス2台を活用し、遠征や公式戦にかかる移動を支援している（資料7-50）。また、学生会館、新クラブハウスや体育館内にトレーニングルーム、シャワールームや、武道場、音響施設なども整備して、快適な部活動を支援している（資料7-51【ウェブ】 ,52）。なお、グラウンドや体育館などの施設設備の改善については、緊急性を要するものから適宜実施し部活動の環境整備を行っている。ボランティア活動では、支援体制が整っておらず、学生個々の取り組みに委ねている。</p>	<p><u>資料7-47 プロジェクト共育</u></p> <p>資料7-48_プロジェクト共育に関する取扱要領</p> <p>資料7-49_プロジェクト共育に関する取扱要領細則</p> <p>資料7-50_大阪産業大学バス運用規程</p> <p><u>資料7-51 学生会館</u></p> <p>資料7-52_大阪産業大学部室等使用規程</p>

<p>(7-①-14)</p> <p>ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立てへの対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みについては、学校法人大阪産業大学ハラスメント防止に関する基本方針と学校法人大阪産業大学ハラスメント対応規程を制定し、安全で快適なキャンパスづくりを進めている（資料7-53【ウェブ】,54）。また、学生も参加できる人権問題研修会兼SD研修会として「LGBTQ+とダイバーシティ」をテーマに開催し、プライバシー権の保障や基本的人権の保障に対する知識と意識の向上に努めている（資料7-55）。更に、苦情申立てへの対応では、学生の相談窓口を学生生活に開設し、ハラスメント相談員を配置とともに大学Webページに公開して、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えている（資料7-16【ウェブ】,56）。</p>	<p><u>資料7-16 相談窓口（再掲）</u></p> <p><u>資料7-53 ハラスメント防止の取り組みについて</u></p> <p><u>資料7-54_ハラスメント対応規程</u></p> <p><u>資料7-55_LGBTQ+とダイバーシティに関する研修会チラシ</u></p> <p><u>資料7-56_ハラスメント相談員</u></p>
--	---

大学基準7 学生支援

7-② 学生支援に関する状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

点検・評価項目	評定
(7-②-1) 学生支援に関する事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A
(7-②-2) 点検・評価の結果を活用して、学生支援に関する事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへつなげているか。	A
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできていおらず、改善の見通しがない）	
現状説明	根拠資料
(7-②-1) 学生支援の適切性については、毎年度4～9月に行う自己点検・評価活動において点検・評価を行っている。はじめに点検・評価を行う組織は自己点検・評価委員会学生支援部会で、その後、自己点検・評価委員会および外部評価委員会による協議を経て内部質保証推進委員会に報告される。以上のように、本学では学生支援の適切性に係る定期的な点検・評価を実施する仕組みを整えている。 これまでの自己点検・評価においては、社会人基礎力の育成を目的として本学が先駆的に導入した教育プログラムである「プロジェクト共育」や、就職支援における様々な取り組み、「教職ゼミ」活動等、学生支援における優れた取り組みを適切に把握している（資料7-57）。 一方で、障がいのある学生に対する支援に関する課題や、プレFDの未実施、プロジェクト共育の担当者確保に関する課題、合理的配慮に関する教職員の理解に関する課題等についても把握している（資料7-58）。	資料7-57_2020～ 2023年度自己点検・評価報告書（抜粋） 資料7-58_2020～ 2023年度自己点検・評価報告書（抜粋） 2
以上のとおり、学生支援に関する現状把握を通じて、成果が上がっている取り組みや課題について適切に把握している。	

<p>(7-②-2)</p> <p>点検・評価結果は、9月の内部質保証推進委員会で確認し、改善の必要が認められる場合は、学長が当該組織の長に対し、改善指示を行う。以上のように、学生支援の適切性に係る点検・評価結果に基づく改善・向上を図る仕組みを整えている。</p> <p>[これまでの取り組み]</p> <p>2020年度自己点検・評価において、プレFD（博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供）を全学的に取り組めていないという問題が指摘された。これを受けて、内部質保証推進委員会FD部会が作成している「大阪産業大学FD活動の実施要項」を改定し、プレFD活動に関する事項を規定した（資料7-59）。具体的な規定内容は、FD部会が本学の博士後期課程学生にプレFDへの参加機会に関する情報提供を行うことと、全学的なFD研修に博士後期課程学生も参加できるよう配慮することである。この規定に基づき、プレFDに取り組んでいる（資料7-60）。</p> <p>2022年度自己点検・評価においては、「合理的配慮」に関する教職員の理解を促す必要がある旨について指摘された。これを受けて、内部質保証推進委員会からSD部会に対して合理的配慮に関するSD研修を企画・実施するよう指示が出され、2023年2月にSD研修会が行われた（資料7-61,62）。</p> <p>以上のとおり、点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組んでいる。</p>	<p>資料7-59_大阪産業大学FD活動の実施要項</p> <p>資料7-60_2023年2月,3月FD研修会概要</p> <p>資料7-61_2022年9月内部質保証推進委員会資料（抜粋）</p> <p>資料7-62_2023年2月SD研修会概要</p>
--	--

大学基準7 学生支援

長所・特色
教職課程を履修する学生に対しては、全学教育機構事務室教職教育センターがキャリア教育・キャリア形成等の支援を行っている。2023年度は、「教職ゼミ」活動として、廃校となった小学校の施設を使用した合宿勉強会、茨城市内中学校での木製電気自動車を用いた環境授業の実施、大東市内の小学校におけるプログラミング教育を実施した。以上のような、自宅や教室での学習にとどまらず、様々な場所へ赴き多様な経験を積む機会を提供していることは、有意かつ先進的な取り組みであるといえる。
問題点
なし
全体のまとめ
<p>本学は、「学生支援に関する方針」に基づいて、修学支援、学生生活支援および進路支援を中心とした学生支援を行っている。</p> <p>修学支援に関しては、学習支援センターやランゲージ・カフェの設置、「プロジェクト共育」の取り組みなどにより、正課における学生の学びを側面から支援している。また、学生の修学支援に関する基幹部署である教務課は、学科教員と連携して丁寧な履修指導を行っている。</p> <p>学生生活支援に関しては、奨学金制度や授業料減免制度による経済的支援をはじめ、保健管理センターによる定期健康診断や日々の健康指導、応急処置、学生部を相談窓口としたハラスマントへの対応など、学生が安定した学生生活を送ることができるよう、必要な配慮、措置を行っている。また、課外活動に関しては、用具購入援助をはじめとした経済支援、必要な施設設備の貸し出しを通じて活動の活性化を図っている。さらに、新たな学生会館（アクトス）が2023年4月に開館しており、課外活動環境のさらなる充実がなされている。</p> <p>就職支援に関しては、就職相談や履歴書等の添削といった日々の学生対応に加えて、多種多様なガイダンスや企業説明会を実施し、学生の就職支援に積極的に取り組んでいる。</p> <p>教職課程を履修する学生に対しては、「教職ゼミ」を通して、職業教育としてのキャリア教育を2022年度より実施している。また、高大連携による取り組みも積極的に行っている。</p> <p>以上のように、本学は学生支援に関する様々な対応や取り組みを適切に行っている。また、既存の取り組みだけでなく、学生のニーズを把握しつつ新たな学生支援にも取り組んでいる。しかしながら一方で、本学は学生の中退率の高さが長年の問題となっている。加えて、高等教育がユニバーサル段階に入った今日、これまで以上に多様な学生の受け入れを行うことで、学生支援に関する対応はますます複雑困難なものとなっている。それらの学生への適切な対応を継続して行っていくため、今後は学生支援に係る各部署のさらなる連携強化や、教職員一人ひとりの資質・能力の向上に努めていく必要がある。</p>

大学基準8 教育研究等環境

8-① 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

点検・評価項目	評定
(8-①-1) 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。	A
(8-①-2) 学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やＩＣＴ機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。	A
(8-①-3) 学生の学習を支援するLMS（WebClass）を整備しているか。また、それを活用しているか。	A
(8-①-4) 学生の自主的な学習を促進するための環境を整備しているか。また、それらは活用されているか（コモンズ、BYODを踏まえた学習環境等）。	B
(8-①-5) 学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。	A
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しがない）	
現状説明	根拠資料
(8-①-1) 本学は、教育研究等環境に関する方針を定め、本学Webサイトで公表している（資料8-1【ウェブ】）。方針では、施設設備等、情報通信環境、図書館、研究環境の整備を項目として設けている。 教室の設置および整備状況について、現在キャンパス整備が少しづつではあるが進んでおり、昨年度竣工した18号館には、ＩＣＴやアクティブラーニング機能を持った教室の整備が予定されており、効果的な教室利用が可能になると考える。また、既存教室の設備について、老朽化したプロジェクターなどの機器は、計画的に改修、交換を実施しており、授業に支障をきたすことはない（資料8-2）。開講授業数と教室数については、曜日、時限により、多くの授業が集中する場合もあるが、全学的には、教室数が不足する状況ではない（資料8-3）。課題としては、学部学科再編に伴うカリキュラムの改正により、科目数や授業コマ数の増減に対し、時間割編成などで対応する必要が生じる。 教員の教育研究環境については8-③-1で述べる。	資料8-1 教育研究等環境に関する方針 資料8-2_令和5年度特別費(教室整備に係る稟議書) 資料8-3_教室割付

<p>(8-①-2)</p> <p>本学では、学部学科管理のもと運用されている施設設備を除き、学内のネットワーク環境、情報通信(ICT)機器ならびにソフトウェアなどの整備を情報科学センターが担当している。情報科学センターが提供する主なサービスは、次の5項目である。</p> <p>(1) 情報処理関係の授業や、学生の授業時間外の自由な使用のため、PC演習室13室を運用管理</p> <p>(2) 無線LANネットワーク(LEONET Wi-Fi)および国際学術無線LANローミング基盤(eduroam)を整備しており、広く学内全域に無線LANアクセスポイントを設置</p> <p>(3) すべての研究室、教室、事務室やクラブハウスなどに情報コンセントを設置</p> <p>(4) 包括ライセンス契約による、Microsoftメディア貸出し、Adobe製品メディア貸出しおよびSymantecアンチウィルスソフトメディア貸出し</p> <p>(5) 教育支援システム(WebClass)の運用</p> <p>以上をはじめとした各種サービスにより、情報科学センターは、学生の学びと教職員の教育研究活動等において必要不可欠である安心・安全で快適なネットワーク環境や、情報通信技術(ICT)に関わる機器、備品等を安定して提供している。また各種サービスのマニュアル類を整備するとともに、専門メンバーが各種サービス利用者の技術支援を行っている。</p> <p>情報科学センターが管理運用する情報インフラおよび業務系システムについては、通信回線を含めて適切に管理されており、教育研究に支障を及ぼすような重大インシデントは発生していない。また、これらは、年次計画に則り機器の更新や性能強化等を行っており、令和5年度は以下の項目を実施した(資料8-4)。</p> <p>(1)無線LANの梅田サテライトへの拡張 (2)新館構築に伴うネットワーク機器の適切な配備 (3)インターネット回線のBCP対応強化 (4)教学系事務システム(入試)の更新 (5)セキュリティ関連システム活用によるセキュリティレベルの向上</p> <p>上記の施策等の進捗等に関しては研究員会および情報科学センター運営委員会に報告している。(資料8-5~7)</p> <p>令和6年度については安心・安全で快適なICT環境を安定して提供するため以下の施策を計画しており、研究員会、情報科学センター運営委員会にて報告している(資料8-8)。</p> <p>(1)新館構築に伴うネットワーク機器の適切な配備 (2)事務用パソコンの更新およびネットワーク接続機器の管理強化に伴うユーザ利便性向上 (3)BYODによる学科演習室廃止に備え、情報環境(無線AP、Adobeライセンス)の適切な配備 (4)教学系事務システムの学部学科再編への対応 (5)セキュリティ関連システム活用によるセキュリティレベルの向上</p>	<p>資料8-4_令和5年度 情報科学センター予算編成に係る事業方針・計画について 資料8-5_教育研究等環境部会の自己評価・点検項目および、情報科学センターの事業方針ならびに、令和5年度(2023年度)の重点・特別業務【進捗状況】 資料8-6_教育研究等環境部会の自己評価・点検項目および、情報科学センターの事業方針ならびに、令和5年度(2023年度)の重点・特別業務【進捗状況】2 資料8-7_教育研究等環境部会の自己評価・点検項目および、情報科学センターの事業方針ならびに、令和5年度(2023年度)の重点・特別業務【進捗状況】3 資料8-8_令和6年度 情報科学センター予算編成に係る事業方針・計画について</p>
<p>(8-①-3)</p> <p>本学ではLMSとしてWebClassを利用している。新型コロナ前は一部の授業でWebClassが利用されていたが、令和2年度に新型コロナ対応としてほとんど全ての授業がオンラインで実施されるようになったことでオンライン授業のツールであるWebClassおよびGoogle Meetが広く活用されることになった。それ以来、WebClassは教材の掲示やレポートの提出、学生との連絡等に広く活用されている(資料8-9,10)。</p>	<p>資料8-9_LMS(WebClass)利用率 資料8-10_WebClass利用状況</p>

(8-①-4)

本学では、学生の自主的な学習を促進するために、以下のような環境を整備している。

まず、総合図書館では、個人学習室を整備し、学生が集中して学習できる環境を整えている。また、グループワークやディスカッションが可能な学習空間も整えている（資料8-11【ウェブ】）。

総合図書館以外でも、自主的な学習を促進するための環境整備を進めている。2019年4月には、学園創立90周年記念事業の一環として、16号館3階に90Hallを開設した。90Hallには、スタジアムベンチ、卓球台型テーブル、ビッグテーブルなどを設置しており、学生が自習やグループ学習のために利用することができる（資料8-12）。

また、2019年7月には、同じく学園創立90周年記念事業の一環として、東キャンパス学生サービスセンター1階にワーキング・コモンズを開設した。ワーキング・コモンズには、ホワイトボードや可動式テーブルを設置しており、学生が個人やグループで自由に学ぶことができる空間となっている（資料8-13【ウェブ】）。同じく東キャンパスの8号館2階には、ものづくりを通して学生の自主性や創造性、積極性を育み、物を作る楽しさ、難しさを体験することを目的としたクリエイトセンターが開設されている（資料8-14【ウェブ】）。

5号館2階には教職課程演習室を設け、教職課程を履修している学生が自主的な学習に取り組むことのできる環境を整備している（資料8-15【ウェブ】）。

9号館1階には、学習支援センターを開設しており、大学での専門的な学習の前提となる基礎科目を中心に学習相談・指導を行っている（資料8-16【ウェブ】）。

12号館の横にはランゲージ・カフェを設置しており、様々な言語のネイティブ・スピーカーが在駐している。利用者は無料で会話の練習ができる環境となっている（資料8-17【ウェブ】）。

その他、PC演習室を、授業で使用していない時間に、学生が自由に使用できるよう開放することで、学生の自主的学習の促進に寄与している。

2023年4月には、学生同士や地域の方との触れ合い、クラブ活動等、学びと憩いの場として活用することを目指して学生会館「アクトス」が開館した。アクトスの2階および3階にはコモンズスペースを設置しており、学生の自習や休憩、大学が開催するイベント等のスペースとして活用されている（資料8-18）。

[資料8-11 総合図書館 フロア案内](#)

[資料8-12_90Hall](#)

[資料8-13 ワーキング・コモンズ](#)

[資料8-14 クリエイトセンター](#)

[資料8-15 教職課程演習室](#)

[資料8-16 学習支援センター](#)

[資料8-17 ランゲージ・カフェ](#)

[資料8-18_学生会館使用基準](#)

<p>PC演習室については、過去5カ年（2019年度～2023年度）ではコロナ禍前の2019年度が最も利用されていた。コロナ禍が始まった2020年度は急激に利用者が減ったが、2021年度から再度利用者が増えているが、コロナ禍前ほどではない。また、毎年度本館4階（0401）や16号館4階（16418）の利用者数が多く、教室により利用状況が大きく異なっている。年間を通しての傾向としては、4月から7月頃までが最も頻繁に利用され、夏期期間である8月が最も利用者が少ない。その後、10月から12月にかけて再度利用者数が増加し、続いて2月、3月に利用者数が少くなる傾向にある（資料8-19）。</p>	<p>資料8-19_PC演習室利用状況 資料8-20_クリエイトセンター年間利用登録者数の推移 資料8-21_ワーキング・コモンズ利用人 数 資料8-22_ラーニング・コモンズ利用実績 資料8-23_2023年度ランゲージ・カフェ懇話会資料 資料8-24_2023年度学習支援センター懇話会資料 資料8-25_2023年度学生会館利用状況</p>
<p>90Hallについては、運用基準や規程が整備されていないため、学生の使用規則が曖昧となっている。また、学生の利用者数に関するデータは把握していないため、活用状況は不明となっている。</p>	
<p>クリエイトセンターの年間利用登録者数については、コロナ禍前までは400～500名程度であったが、2020年度および2021年度は大きく年間登録者数が減少した。2022年度は400名程度まで登録者数が戻り、2023年度は500名を超す結果となった（前年度比126%）。この要因としては、レーザー加工機やDTM作曲等、新たな設備・ソフトウェアの導入により利便性が向上したことが考えられる。また、学生スタッフが行っている各種講習会への参加者の増加や、国際学科や環境理工学科をはじめとする先生方による学生への利用推奨、授業での利用等も増加に寄与していると考えられる（資料8-20）。</p>	
<p>ワーキング・コモンズについては、就職支援課が企画・実施するイベントなどに定期的に活用されているが、学生が自主学習やグループワークに活用している実態を十分に確認することができていない（資料8-21）。</p>	
<p>総合図書館1階のラーニング・コモンズについては、コロナ禍前までは年間3万人以上の来室者数であったが、コロナ禍を契機に来室者数が大幅に減少し、2022年度は3千人程度で、2023年度は4千人程度であった。例年來室者の最も多い時間帯は12：00～13：00であり、その後15：00頃まで多くの来室がある（資料8-22）。</p>	
<p>ランゲージ・カフェについては、コロナ禍前の2019年度は1,168名の利用人数であったが、コロナ禍の2020年度は144名、2021年度は416名であった。2022年度は688名、2023年度は770名と徐々に利用者数が戻っている。学習する言語は英語が最も多く、次いで朝鮮語や中国語が多い（2023年度）。利用する学生の所属学科は、国際学科と経済学科が多くなっている（2023年度）。2023年度も対面とオンラインの2通りで支援を行う体制としていたが、オンラインはほとんど利用されず、対面希望者がほとんどであった。また、来所する学生は固定化されており、新規の学生がなかなか続かないという傾向がある。さらに、学生の間でランゲージ・カフェに関して十分に認知されておらず、入りづらい印象を持っている学生もいる（資料8-23）。</p>	
<p>学習支援センターについては、コロナ禍前の2019年度は2,179名の利用人数であったが、コロナ禍の2020年度は193名、2021年度は514名の利用人数であった。2022年度は1,636名と利用者数が戻っており、2023年度は2,422名と過去5カ年で最も多い結果となった。大学生を対象に支援を行う科目は数学が多く、大学院生に対しては日本語が多くなっている（2023年度）。また、2023年度は経済学科と工学部の学生が多く利用している。課題としては、学習支援センターで自習ができることを知らない学生が一定数いたことや、授業でセンターを利用する課題が出された際に利用者が集中して来所したため、他の学生が利用できないという状況が発生したことが挙げられる（資料8-24）。</p>	
<p>学生会館については、開館1年目ということもあり利用状況が芳しくないため、引き続き、ポータルなどで周知を図り、利用者数の向上につなげたい（資料8-25）。</p>	

<p>(8-①-5)</p> <p>本学は、「情報ネットワーク利用者に対する情報倫理規程」を定め、情報倫理の確立に努めている。この規程の中で、情報ネットワーク利用者が良識的行動規範を持って臨めるよう、情報倫理の基準を定め、また基準違反行為に対する措置を明確にしている。</p> <p>また、令和元年12月には、学園全体のセキュリティポリシーである「学校法人大阪産業大学情報管理基本方針」を制定した。同時に、これに基づく「学校法人大阪産業大学情報管理基本規程」および「学校法人大阪産業大学セキュリティ対策基準」も制定し、教育・研究活動および校務の運営において利用する情報資産を保護し、適正かつ効率的な活用を実現するためのルールを学園全体で規定した。令和2年度はこれに基づき、情報科学センター関連の諸規程を改正し、「情報ネットワーク利用者に対する情報倫理規程」も令和3年2月1日に改正規定が施行されている。</p> <p>この他の取り組みとして、学生に対しては、入学直後に新入生全員を対象としたICTリテラシガイダンスを実施し、情報倫理について理解を促している。ガイダンス実施後にはICTリテラシに関するアンケートを実施し、学生のICT利用環境や理解状況を把握している（資料8-26）。この新入生向けのICTリテラシに関するアンケート結果については、研究員会、情報科学センター運営委員会および教授会にて報告され、学生の指導等に活かされている。</p> <p>教職員に対しては、毎年「ソフトウェアの適正利用等に関する点検」を実施し、著作権法の遵守について注意喚起と啓蒙を兼ねた調査を行っている（資料8-27）。</p>	<p>資料8-26_ICTリテラシアンケート結果について 資料8-27_ソフトウェア適正利用等に関する点検結果について（報告文書）</p>
--	---

大学基準8 教育研究等環境

8-② 図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

点検・評価項目	評定
(8-②-1) 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。	C
(8-②-2) 図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。	C
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しがない）	
現状説明	根拠資料
(8-②-1) 本学では、「大阪産業大学総合図書館資料収集方針」に基づき、体系的な蔵書の充実を図っている（資料8-28）。具体的な取り組みとして、「学部別選定図書」の制度を設け、各学部の教育ニーズを反映しながら蔵書を充実させているほか、リクエスト制度および「学生選書モニター」により、学生のニーズへの対応も行っている（資料8-29【ウェブ】）。 量的整備状況は、令和4（2022）年度末時点で、蔵書595,661冊、所蔵雑誌1,734種となっている（資料8-30【ウェブ】）。電子書籍類も1,084冊に留まっている。他大学のデータ入手可能な令和4（2022）年度末時点で比較すると、本学（学生数7,523人）の蔵書・雑誌数は、ともに関西地区学生数上位25私立大学（平均学生数13,355人）の平均値1,133,367冊・12,562種を大きく下回っている（資料8-31）。しかしながら、平均値に近づけるためには多額の予算措置が必要なことから、現時点での見通しは全くたっていない。 現状において学術情報相互提供システムの整備は適切になされている。 (1) 国立情報学研究所（NII）の目録所在情報サービス（NACSIS-CAT）に参加し、図書館利用者に提供するとともに、他館資料の目録、所在情報を提供している（資料8-32【ウェブ】）。また、他館に本学所蔵資料の情報を、洋書の一部を除いて提供している。今後さらなる情報提供をするため、本学の目録整備を進めている。 (2) 国立情報学研究所（NII）の図書館相互貸借のサービスであるNACSIS-ILLサービスに参加しており、図書の貸借、文献複写の受付、依頼のサービスを実施している。また、相互利用の申込にあたっては、レファレンスカウンターを設けており、さらに電子メールや図書館システムのMyLibrary機能を利用して、オンラインからも申し込むことができるよう、利用者の利便性の向上を図っている（資料8-33【ウェブ】,34）。	資料8-28_大阪産業 大学総合図書館資料 収集方針 資料8-29 学生選書 モニター 資料8-30 図書館統 計 資料8-31_令和4 (2022) 年度関西地 区私立大学図書館統 計 資料8-32 データ ベース 資料8-33 レファレ ンス・相互利用 資料8-34_MyLibrary

<p>(8-②)-2)</p> <p>本学では、図書館または学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者として、令和5（2023）年5月1日時点で、司書12名を配している。ただし、職員数（委託・派遣等含む）は、同規模校と比較して異常に少ない状況であり、且つ専任職員は、管理職が一人のみ（兼務部長は除く）という状況である（資料8-31）。</p> <p>総合図書館の座席数は、令和5（2023）年5月1日時点で、学生収容定員7,958名に対して927席（ラーニング・コモンズ含む）であり、10%以上の座席数を確保している。また、令和5（2023）年度の年間開館日数は280日であり、文部科学省の「令和4年度学術情報基盤実態調査報告」における国公私立大学の年間開館日数平均の263日、私立大学平均の255日を上回っている（資料8-35）。総合図書館の規程では開館時間を通常9：00～21：40としているが、大学としての夜間における緊急時対応（傷病者対応だけでなく、災害、事故、事件などの対応も含む）の仕組みが整っていないことから、現在は9：00～18：00までの短縮開館にせざるを得ない状況となっている（資料8-36【ウェブ】）。</p> <p>なお、毎年指摘していることではあるが、建物がかなり老朽化しているため、内外装の点検や什器類の入れ替えなどの措置を行う必要がある。また、このことに加え、重要な研究書物などを保管している建物でありながら、雨や結露による水漏れが頻発している状況であるため、すぐにでも大がかりな補修が必要である。</p>	<p>資料8-31_令和4 (2022) 年度関西地区私立大学図書館統計（再掲）</p> <p>資料8-35_令和5 (2023) 年度総合図書館開館日程表</p> <p>資料8-36 開館時間・利用対象者</p>
--	---

大学基準8 教育研究等環境

8-③ 教育研究活動に関する支援、条件整備を通じ、教育研究活動の促進を図っていること。また、健全な教育研究活動のために必要な措置を講じていること。

点検・評価項目	評定
(8-③-1) 研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。	B
(8-③-2) 研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。	A
(8-③-3) リサーチ・アシスタント（R A）等の研究活動を支援する体制を整備しているか。また、リサーチ・アシスタント（R A）を活用しているか。	B
(8-③-4) ティーチング・アシスタント（T A）、スチューデント・アシスタント（S A）等の教育活動を支援する体制を整備しているか。また、ティーチング・アシスタント（T A）、スチューデント・アシスタント（S A）等を活用しているか。	A

（評定の解説）

S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である）

A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない）

B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める）

C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しがない）

現状説明	根拠資料
(8-③-1) 【教員に対する研究費の支給】長期的な支援や条件整備として「大阪産業大学産業研究所研究組織に関する内規」、「大阪産業大学教育職員研究補助支給規程」などの学内研究費支給のルールを整備し、支給している（資料8-37,38,39）。 【研究室の整備】本学は、専任教員である全ての教授、准教授、講師、助手に対して個人の研究室を整備している。しかし、「大阪産業大学新産業研究開発センター規程」により研究の場とした実験室の提供も行っているが、常に満室状態であり、実験室を希望する教員の全てには実験室が割り当てることができていない（資料8-40）。 【研究時間の確保】研究に専念できる時間を設けている。教員個々に教育・研究や学内業務を調整のうえ、研究時間を確保する必要がある。 【専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援】産業研究所事務室の専任教員（8名）により研究・社会連携の支援をおこなっている。また、研究の推進のため専門的な研究支援人材としてURA（リサーチアドミニストレーター）を1名、産業界との連携によって創出される知的財産の保護とその適切な活用を図るために、産学連携コーディネーターを1名雇用している。 【若手研究者育成のための仕組みの整備等】若手研究者育成の為の段階的な制度（PD・RA）の整備に留まっている（資料8-41,42）。 以上のとおり、本学は研究室の整備、研究時間の確保等を概ね適切に行っている。	資料8-37 研究に関する方針 資料8-38_大阪産業大学産業研究所研究組織に関する内規 資料8-39_大阪産業大学教育職員研究補助支給規程 資料8-40_大阪産業大学新産業研究開発センター規程 資料8-41_大阪産業大学博士研究員用規程 資料8-42_大阪産業大学リサーチ・アシスタント(RA)に関する規程

<p>(8-③-2)</p> <p>本学では「大阪産業大学研究倫理規程」をはじめ、関連規程などに「大阪産業大学研究活動に係る不正防止に関する規程」、「大阪産業大学研究費の不正使用防止に関する規程」、「不正防止対策の基本方針・行動規範・不正防止計画」などを整備している（資料8-43～46）。また、学生も含めた研究倫理の遵守を図る取り組みについては、年度初めにコンプライアンス推進責任者である学部長を中心に「研究倫理教育計画書」の提出を求めており、教員および学生に対する研究倫理教育の内容や手法などについて研究倫理委員会にて報告されている。年度末には同委員会で実施報告を受けている（資料8-47）。</p> <p>また、研究活動の国際化・オープン化が進む中で、研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の自律的な確保を支援すべく「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」という政府の対応方針が決定された。さらに、研究インテグリティの確保に向けた取り組みをより加速させるよう文部科学省から通知を受けた（資料8-48【ウェブ】）。これらを踏まえ、本学は研究インテグリティを確保するために研究インテグリティ・マネジメント委員会を設置した（資料8-49）。</p>	<p>資料8-43_大阪産業大学研究倫理規程 資料8-44_大阪産業大学研究活動に係る不正防止に関する規程 資料8-45_大阪産業大学研究費の不正使用防止に関する規程 資料8-46_不正防止対策の基本方針・行動規範・不正防止計画 資料8-47_研究倫理教育計画書（計画書・報告書） 資料8-48_研究インテグリティ【内閣府】 資料8-49_2024年4月協議会資料（抜粋）</p>
<p>(8-③-3)</p> <p>本学は、「大阪産業大学リサーチ・アシスタント（RA）に関する規程」を定め、本学における研究支援体制の充実を図るとともに、本学大学院博士後期課程の院生が研究補助者として従事することができ、院生自身の研究遂行能力の育成にも繋がる様、体制を整備している（資料8-42）。しかしながら、当該規程の対象となる本学大学院博士後期課程に在籍する人数は少なく、使用実績が乏しい状況であるため、全学的な今後の対策が必要である。</p>	<p>資料8-42_大阪産業大学リサーチ・アシスタント（RA）に関する規程（再掲）</p>
<p>(8-③-4)</p> <p>本学では、教員の教育研究活動を支援するため、TA または 授業SA を採用している。TAについては、「大阪産業大学ティーチングアシスタント（TA）に関する規程」を定めており、本学大学院生が TA として学部学生の実験、実習および演習等の授業を補助することにより、教育効果の向上を図るとともに、本学大学院生自身の資質の向上にも寄与している（資料8-50）。</p> <p>また、授業SAについては、「大阪産業大学授業補助に係るスチューデントアシスタント（授業 SA）に関する規程」を定めており、本学の学部学生が授業を担当する教員の指示に従い、本学学部学生に対する実験、実習および演習等の授業を補助することにより、学部学生への教育効果の向上と、授業SAを務める本学学部学生自身の資質の向上を図っている（資料8-51）。</p> <p>アシスタントを必要とする授業（主に実験・実習科目）については、教務課が各学部学科よりTA採用を要望する対象科目情報を取り纏め、庶務課へ提出している（資料8-52）。一部の学部学科が大学院生（TA）を配置できない場合は、他研究科からの応援や対象科目を管轄する学部学生（授業SA）に委ねることもある。全体を通して、本学はTAまたは授業SAの教育活動を支援できており、活用されている。</p> <p>以上のとおり、本学はティーチング・アシスタント（TA）、スチューデント・アシスタント（授業SA）等の教育活動を支援する体制を適切に整備しており、活用できている。</p>	<p>資料8-50_大阪産業大学ティーチングアシスタント（TA）に関する規程 資料8-51_大阪産業大学授業補助に係るスチューデントアシスタント（授業 SA）に関する規程 資料8-52_2024年度TA採用計画</p>

大学基準8 教育研究等環境

8-④ 教育研究等環境に関する状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

点検・評価項目	評定
(8-④-1) 教育研究等環境に関する事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A
(8-④-2) 点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関する事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	A
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しがない）	
現状説明	根拠資料
(8-④-1) 教育研究等環境の適切性については、毎年度4～9月に行う自己点検・評価活動において点検・評価を行っている。はじめに点検・評価を行う組織は自己点検・評価委員会教育研究等環境部会で、その後、自己点検・評価委員会および外部評価委員会による協議を経て内部質保証推進委員会に報告される。以上のように、本学では教育研究等環境の適切性に係る定期的な点検・評価を実施する仕組みを整えている。 これまでの自己点検・評価においては、科学研究費補助金獲得に関する取り組みや、「おもいやりトイレ」の設置、学生会館「アクトス」の建設等、教育研究等環境における成果が上がっている取り組みを適切に把握している（資料8-53）。一方で、バリアフリーに対応した環境の未整備、総合図書館における蔵書数の不足および建物の老朽化、総合図書館職員の不足といった課題についても把握している（資料8-54）。 以上のとおり、教育研究等環境に関する現状把握を通じて、成果が上がっている取り組みや課題について適切に把握している。	資料8-53_2020～ 2023年度自己点検・評価報告書（抜粋） 資料8-54_2020～ 2023年度自己点検・評価報告書（抜粋）
(8-④-2) 自己点検・評価結果は、自己点検・評価委員会が作成する「自己点検・評価報告書」を通じて内部質保証推進委員会に報告される。「自己点検・評価報告書」において改善の必要性が指摘された場合は、9月の内部質保証推進委員会の場において、学長から担当部署の長に改善指示が行われる。学長から改善指示を受けた担当部署の長は、部署内で検討を行い、10月の内部質保証推進委員会で改善案を提示する。以上のように、本学では教育研究等環境の適切性に係る点検・評価結果に基づく改善・向上を図る仕組みを整えている。 [これまでの取り組み] 2022年度自己点検・評価において、学生の学習時間の状況を鑑みると、ラーニング・コモンズ、LMS、TA・SAなど、授業内外の学習を促進させる施設等を有効に活用しているか詳細に点検することが必要であることが分かった。これを受け、2023年度自己点検・評価よりそれらの点検・評価を行っている（資料8-55,56）。	資料8-55_2023年4月 内部質保証推進委員会資料（抜粋） 資料8-56_2024年3月 内部質保証推進委員会資料（抜粋）

大学基準8 教育研究等環境

長所・特色
なし
問題点
<p>本学の総合図書館においては、学生一人当たりの図書の蔵書数が私立大学平均値に比して低い水準となっていることから、大学規模に見合う蔵書数を確保するための予算措置を行うことが求められる。また、総合図書館の職員は同規模校と比較して非常に少ない状態にある。さらに、総合図書館の老朽化も問題となっている。</p>
全体のまとめ
<p>本学は、教育研究等環境に関する方針を定め、学生の学習や教員の教育研究活動のための適切な環境整備に努めている。また、近年は学生会館「アクトス」にコモンズスペースを開設するなど、学生の主体的な学びを促進するための学習スペースの整備に努めている。さらに、教育環境のICT化を推進するため、無線LANネットワークの整備も積極的に進めている。</p> <p>教員の研究活動を支援するための環境や条件の整備については、研究費の支給や研究室の整備、RAやTAなどによる教育支援体制の整備等、多面的に行っている。また、研究費の適切な執行や研究不正防止のための必要諸規程を整備するとともに、それに基づくコンプライアンス教育や研究倫理教育を積極的に実施している。</p> <p>以上のように、本学は教育研究等環境を概ね適切に整備している。さらに、現在は学園創立100周年に向けた長期展望である「Vision100」の下、キャンパス整備計画を推進しており、昨年度は南キャンパスに学生会館「アクトス」、東キャンパスに18号館を建設した。これにより、教育研究環境のより一層の充実が期待できる。</p>

大学基準9 社会連携・社会貢献

9-① 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

点検・評価項目	評定
(9-①-1) 社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。	A
(9-①-2) 社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。	A
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しがない）	
現状説明	根拠資料
(9-①-1) 本学は、大阪産業大学社会連携ポリシーを定め、Webサイトで公表している（資料9-1【ウェブ】）。 [地域交流] 本学は、社会連携に係る取り組みを推進するため、社会連携・研究推進センター産業研究所事務室が中心となって、地元の自治体や商工会議所をはじめとした学外組織との連携体制の整備を進めている（資料9-2）。産業界との連携に係る取り組みに関しては、地元である大東市や隣接する東大阪市の商工会議所等と連携し、企業からもたらされるニーズと、本学の研究シーズのマッチングに係る業務を産業研究所事務室が行っている（資料9-3）。具体的には、外部の展示会やシーズ発表会への研究成果の出展、本学の研究シーズ集の発刊、本学教員への企業ニーズの紹介などが挙げられる（資料9-4）。また、産業界との連携によって創出される知的財産の保護とその適切な活用を図るため、産学連携コーディネーターを1名雇用している。 [国際交流] 近隣の小学校に外国人留学生数名を派遣し、国際感覚を養う授業を行った。自国文化の紹介、外国で生活することで得るものなどを披露した。COVID-19の流行により2019年から停止していたが、2023年度は7件の要請があり6件受け徐々に実施している。	資料9-1 社会連携ポリシー 資料9-2_だいとう産業活性化協議会規約 資料9-3_大阪産業大学研究シーズ集 資料9-4_令和5年度展示会スケジュール

<p>(9-①-2)</p> <p>[地域交流]</p> <p>地元自治体である大東市や近隣自治体である東大阪市との包括協定、大東市、大東商工会議所および本学の三者による「大東市内企業における人材育成に係る事業の連携協力に関する協定」などをはじめ、地元および近隣の自治体や企業との連携協定に基づき、様々な取り組み（市民講座等）に講師を派遣し、社会に還元している（資料9-5～9）。</p> <p>[国際交流]</p> <p>留学生フェスティバルと題して、近隣住民にむけて外国人留学生の歌や踊りなどを披露する。演者は外国人留学生のほか、吹奏楽部の演奏、日本人学生有志のダンス披露などを出し物として、近隣住民の鑑賞を求めている。COVID-19の流行により2019年から中止をしていたが、2023年より再開した。例年、11月下旬～12月中旬ごろに、1日間実施する。2023年度の来場者は約150名であった（資料9-10）。</p>	<p>資料9-5_大東市と大阪産業大学との連携に関する包括協定書</p> <p>資料9-6_東大阪市と大阪産業大学との連携・協力に関する包括協定書</p> <p>資料9-7_東大阪市連携6大学公開講座</p> <p>資料9-8_令和5年度 DAITO DOUKI CAMPUS</p> <p>資料9-9_大阪産業大学市民講座</p> <p>資料9-10_留学生フェスティバル</p>
---	---

大学基準9 社会連携・社会貢献

9-② 社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

点検・評価項目	評定
(9-②-1) 社会連携・社会貢献に関する事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A
(9-②-2) 点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関する事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	A
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しがない）	
現状説明	根拠資料
(9-②-1) <p>社会連携・社会貢献の適切性については、毎年度4~9月に行う自己点検・評価活動において点検・評価を行っている。はじめに点検・評価を行う組織は自己点検・評価委員会社会連携部会で、その後、自己点検・評価委員会および外部評価委員会による協議を経て内部質保証推進委員会に報告される。</p> <p>また、各組織における様々な社会連携活動等に関しては、昨年度、学内で把握する体制案を検討し、2024年度より情報共有シートを用いて学内の社会連携活動を把握する取り組みを開始している。なお、今後は半期ごとに体制やシステムを見直すこととしている。しかし、これらの取り組みについては全学的な発信ができておらず今後の課題である。</p> <p>以上のように、本学では社会連携の適切性に係る定期的な点検・評価を実施する仕組みを整えている。</p> <p>これまでの自己点検・評価においては、「だいとうのええもん」（大東市の名物紹介冊子）の刊行、大東市バランスシート探検隊、いきいき大東スポーツクラブといった学生参加型の地域連携事業や、地元企業と連携した取り組みである「大東ものづくり教育道場」、海外の大学との交流プログラムなど、社会連携・社会貢献における各取り組みを適切に把握している（資料9-11）。一方で、「地域社会への貢献および地域社会との連携事業の開催に関する事項」を所管する産業研究所事務室の職員が不足しているという課題についても把握している（資料9-12）。</p> <p>以上のとおり、社会連携・社会貢献に関する現状把握を通じて、成果が上がっている取り組みや課題について適切に把握している。</p>	資料9-11_2020~2021年度 自己点検・評価報告書（抜粋） 資料9-12_2022~2023年度 自己点検・評価報告書（抜粋）
(9-②-2) <p>自己点検・評価結果は、自己点検・評価委員会が作成する「自己点検・評価報告書」を通じて内部質保証推進委員会に報告される。「自己点検・評価報告書」において改善の必要性が指摘された場合は、9月の内部質保証推進委員会の場において、学長から担当部署の長に改善指示が行われる。学長から改善指示を受けた担当部署の長は、部署内で検討を行い、10月の内部質保証推進委員会で改善案を提示する。以上のように、本学では社会連携・社会貢献の適切性に係る点検・評価結果に基づく改善・向上を図る仕組みを整えている。</p> <p>しかし、これまで点検・評価の結果を活用して社会連携・社会貢献に関する事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへと繋げた例はない。</p>	

大学基準9　社会連携・社会貢献

長所・特色
なし
問題点
なし
全体のまとめ
<p>本学は社会連携ポリシーに基づき、地元や近隣の自治体および産業界と積極的な連携体制を構築し、社会連携・社会貢献に係る様々な取り組みを行っている。</p> <p>特に産業界との連携に力を入れており、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを積極的に行っている。また、様々な取り組みに本学の教員が講師として参加しており、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることに努めている。</p> <p>国際交流の観点からは、近隣小学校と本学留学生の交流を通して社会貢献に努めている。また、学内で行っている留学生フェスティバルを通して、近隣住民との交流を行っている。</p> <p>本学は、学園創立100周年を見据えた長期展望である「Vision100」の中で、地域における「知の拠点」「生涯学習の場」「社会人の学び直しの場」として地域とのかかわりを強化し、地域の問題解決および実践教育を行うプラットフォームを構築することを目標として掲げている。それを実現するため、今後も社会連携・社会貢献に関する取り組みを積極的に進めていく。</p>

大学基準10 大学運営・財務

(1) 大学運営

10-(1)-① 大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

点検・評価項目	評定
(10-(1)-①-1) 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。	A
(10-(1)-①-2) 関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。	A
(10-(1)-①-3) 法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。	A
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しがない）	
現状説明	根拠資料
(10-(1)-①-1) 本学は、理念・目的および大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現し、教育機関としての社会的使命を果たすため、大学運営に関する方針を定めている。本方針は、Webサイトで公表することで教職員と共有している（資料10-1【ウェブ】）。	資料10-1 大学運営に関する方針

<p>(10-(1)-①-2)</p> <p>本学は「大阪産業大学学長選考規程」および「大阪産業大学学長選考規程細則」により学長の選任方法を規定している（資料10-2,3）。</p> <p>また、学長の権限については、「職務権限規程」において「学校教育法の定めにより校務をつかさどり所属職員を統督し、自らに付与された権限行使し学校としての最終決定を行う」旨を明示している（資料10-4）。この規定に基づき、学長は教育研究に関する重要事項について協議会（大学院においては研究科会議）の議を経て大学としての決定を行っている。決定された事項は、協議会等終了後に発出される機関決定通知書により周知され、それに基づき関係部署が業務を執行する。また、学校教育法の定めにより教授会（大学院においては研究科委員会）に意見を聞くべきものについては、教授会等の審議結果を尊重して意思決定を行っている。なお、教授会の役割については「大阪産業大学教授会規程」のなかで明確にしている（資料10-5）。本規程は、2014年の学校教育法の改正により、教授会の役割が、(1)学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べること、(2)学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ意見を述べること、の2点に整理されたことを踏まえ整備している。これにより、学長による意思決定と教授会の役割との関係を明確化している。</p> <p>役職者の選出については、「役職者候補選出に関する規程」のなかで定めている（資料10-6）。本学の役職者の職務については「職務権限規程」のなかで定めており、これら役職者は所管組織を統括し、所管業務を処理することとしている（資料10-4）。また、各学部長および各研究科長の職務については、「大阪産業大学教育研究組織に関する規程」に明示している（資料10-7）。</p> <p>以上のとおり、関係法令に基づき、大学運営を適切に行っている。また、学長等の役職者の選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っている。</p>	資料10-2_大阪産業大学学長選考規程 資料10-3_大阪産業大学学長選考規程細則 資料10-4_職務権限規程 資料10-5_大阪産業大学教授会規程 資料10-6_役職者候補選出に関する規程 資料10-7_大阪産業大学教育研究組織に関する規程
<p>(10-(1)-①-3)</p> <p>組織については「大阪産業大学教育研究組織に関する規程」において、学長を最高責任者とする教育・研究に関する組織の基本を定めており、「学校法人大阪産業大学事務組織に関する規程」において、大学をはじめとする組織および管理に関する職制の基本を定めている（資料10-7,8）。併せて「職務権限規程」において、各職位の権限を明確にすると共に、大学の教学関係の役職者については「役職者候補選出に関する規程」において各学部長等の役職候補者を選挙で選出し、最終的には学長が任命するルールを明確に定めており、大学における役職者の選任および運営を適切に行う体制を構築している（資料10-4,6）。</p> <p>意思決定・業務執行については、理事会において、大学の管理運営等また業務執行に関する重要な事項については審議を行い、意思決定を行っている（資料10-9）。なお、本法人の理事会は、「学校法人大阪産業大学寄附行為」の定めにより、2024（令和6）年5月現在、15人の理事と3人の監事によって構成されており、このうち、教学組織側からは、学長1人、評議員のうちから選出された大学教員である2人および大学事務員1人の計4人を理事として選任しており、教学組織・法人組織相互の情報の共有化、意思疎通により、緊密な連携が図られている（資料10-10,11）。なお、「学校法人大阪産業大学寄附行為」については、私立学校法改正に伴い今年度中に変更する予定である。法人組織内のチェック機能については、内部監査室および監事による監査が行われており、正常にチェック機能が働いている（資料10-12,13）。</p>	資料10-4_職務権限規程（再掲） 資料10-6_役職者候補選出に関する規程（再掲） 資料10-7_大阪産業大学教育研究組織に関する規程（再掲） 資料10-8_学校法人大阪産業大学事務組織に関する規程 資料10-9_令和5年度理事会招集通知 資料10-10_学校法人大阪産業大学寄附行為 資料10-11_学校法人大阪産業大学役員名簿 資料10-12_令和5年度内部監査結果および令和6年度内部監査計画 資料10-13_令和5年度監事監査活動報告および令和6年度監事監査計画

<p>[危機管理]</p> <p>本学においては、「学校法人大阪産業大学行動指針」を学校法人としてのコンプライアンスの徹底を図るための規矩準繩として制定し、採用時研修等を通じて周知理解を図っている(資料10-14)。大阪府四條畷警察と「災害警備対策及び各種啓発活動の協力に関する協定」を継続して締結しており、警察の災害警備に寄与するとともに、これにより学園関係者の防犯防災に対する啓発活動に助ることとしている(資料10-15)。緊急時対処要領(緊急時対応マニュアル)を策定し危機管理・対策を講じており、また、これを点検し、必要に応じて改正を行っている(資料10-16)。防災備蓄品(救助用品・衛生用品・食糧品等)については備蓄品の充実に努め、飲食品については保存年限に基づき適切に入替を実施している。保管は分散保管すべく学内3箇所に保管場所を設置している(資料10-17)。また、新型コロナの教訓を活かして、別途、消毒用アルコール・マスクの備蓄も行っている。</p> <p>令和5年度は学生参加型避難訓練を実施し、避難誘導手順を確認検証し、合わせて、安否確認登録訓練、水消火器による初期消火訓練を実施した(資料10-18)。大東四條畷消防署員を講師とした普通救命講習、また、エレベーター管理会社技術者を招いてのエレベーター閉じ込め救出訓練を実施するなど非常事態発生時に備える体制の充実を図っている(資料10-19)。災害時における情報発信と安否確認を行うため、アンケート機能(安否確認機能)を備えた一斉メール配信システム(アルカディア社スピーキャンライデンサービス)を導入し、これにより、安否確認サイト、緊急連絡網等を補完し、緊急時における連絡網の複線化を整備している(資料10-20)。</p> <p>情報セキュリティに関しては、情報管理基本方針を定め、その下に、情報管理基本規程・情報セキュリティ対策基準・情報資産取扱い手順の3規程を制定し、ネットワーク、個人情報、学園運営に関する秘密情報など情報資産の取扱いにおいて職員が遵守すべき項目を規定し、これら規程の周知を図るために情報セキュリティリーフレットを作成し、職員に情報セキュリティに関して不従な者のなからしめんことを図り、以て、個人情報漏えい、ネットワークトラブルなど情報セキュリティインシデント防止に努めている(資料10-21)。</p> <p>道路交通法施行規則に義務づけられている公用車を運転するにあたってアルコール検知器を使用してのアルコールチェックは令和4年10月以降を適切に継続実施している(資料10-22)。</p>	<p>資料10-14_学校法人大阪産業大学行動指針</p> <p>資料10-15_四條畷警察署との「災害警備対策及び各種啓発活動の協力に関する協定」締結および訓練実施について（稟議書）</p> <p>資料10-16_緊急時対応マニュアル</p> <p>資料10-17_防災備蓄品保管状況（飲食料品）</p> <p>資料10-18_令和5年度避難訓練実施について（稟議書）</p> <p>資料10-19_令和5年度避難訓練および普通救命講習を実施しました（ニュース）</p> <p>資料10-20_スピーキャンライデンサービス規約(契約書)</p> <p>資料10-21_学校法人大阪産業大学情報管理基本方針等</p> <p>資料10-22_学校法人大阪産業大学車輌管理規程等</p>
---	---

大学基準10 大学運営・財務

(1) 大学運営

10-(1)-② 予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

点検・評価項目	評定
(10-(1)-②-1) 予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。	B
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しがない）	
現状説明	根拠資料
(10-(1)-②-1) 各年度の予算編成については、理事会にて承認された学園の予算編成方針に則り、機関長である学長が大学の予算編成方針を策定し、昨年は10月末日に大学予算説明会を開催し、大学職員構成員へ周知している（資料10-23）。庶務課では各部署より提出された予算申請書類を取り纏め、学長執行部へ説明ならびに提案を行った。その結果、学長執行部は各部署へのヒアリング実施可否を選定した。ヒアリング実施時には、学長執行部（学長・副学長・事務部長）に同席していただき、教育職員と事務職員双方の視点から予算申請内容を精査した。しかしながら、大学目標予算額に到達できないまま、法人本部への予算申請書類を提出する期限を迎えた。最終的には、財務部長から管財課（大学）予算を削減することにより、目標予算額に到達したが、施設管理予算が不足する事態に陥る可能性は否定できない。 予算執行については、「固定資産および物品調達規程」および「学校法人大阪産業大学決裁規程」に則り行っている（資料10-24,25）。また、予算管理は、財務システムにより厳格に行っている。金額に応じた決裁権限者を定め、50万円以上の予算執行の際は学長以上の決裁を必要とし、関連部署の合議のうえ執行に至る仕組みとなっており、透明性の確保に努めている。財務システムは「業務別予算」の概念を取り入れ、各業務別に把握ができ、予算の適切性についての検証が容易になっている。 以上のとおり、予算の編成と執行については概ね適切に行なうことができている。特別費の予算執行に伴う効果検証も令和5年度から事業成果報告を導入したが、期限までに未提出であった一部の部署および学科については、対応に時間を要した。	資料10-23_令和6 (2024) 年度大学 予算申請説明会資料 資料10-24_固定資 産および物品調達規 程 資料10-25_学校法 人大阪産業大学決裁 規程

大学基準10 大学運営・財務

(1) 大学運営

10-(1)-③ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

点検・評価項目	評定
(10-(1)-③-1) 大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。	A
(10-(1)-③-2) 大学運営が円滑かつ効果的に行われるよう、教員と職員の協働・連携を図っているか。	B
(10-(1)-③-3) 必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。	A
(10-(1)-③-4) 職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。	A
(10-(1)-③-5) 大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（S D）活動を組織的に実施しているか。	A
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しがない）	

現状説明	根拠資料
<p>(10-(1)-(3)-1)</p> <p>本学の事務組織は、「学校法人大阪産業大学事務組織に関する規程」のとおり、①理事長直下の独立した部署である内部監査室（学園の運営が、関係法令・監督官庁の通達・学園規程に則り適正に遂行されているかを、公正性と効率性の観点から、独立的かつ客観的な立場で検討・評価し、助言・勧告を行い、その結果を理事長に報告することが主業務。）、②学校法人全般の管理運営を行う法人本部事務局には、総務部、人事部、財務部、③大学全般の教育、研究、社会貢献等の管理運営を行う大学には、学長企画室、事務部、入試センター、教務部、学生部、キャリアセンター、総合図書館、社会連携・研究推進センター、情報科学センター、孔子学院事務局、サテライト事務局で構成されている（資料10-8）。</p> <p>各部署においては、所管部を統括する部長が置かれ、その下に所管課を統括する課長が配置されている。また、課長相当職位を別途置くことができるよう規程上設け、戦略的な大学運営に合わせた管理監督職の人員配置を迅速に実行できるよう対応している。また、事務組織における各部課等の分掌事項や管理監督者の職務内容については、事務分掌規程や職務権限規程により、各職務の範囲や各職位の責任および権限を明確化している（資料10-4,26）。</p> <p>専門人材が必要な部署については、資格や実績を有する職員の配置を積極的に行っている。産業研究所事務室では、企業のニーズと大学等のシーズをつなぐ产学のコーディネーターの配置等による組織体制の強化を図るべく早期に産学連携コーディネーターを専門職員として採用、令和2（2020）年度以降はリサーチ・アドミニストレータ（URA）も専門職員として採用し、研究推進のための外部資金の獲得、研究プロジェクトの支援、管理等の研究支援の強化を現在も継続して行っている。事務部庶務課では、令和4（2022）年度以降、安全保障輸出管理の強化のため、安全保障貿易管理の資格と経験を有する専門の職員を採用し、安全保障輸出管理に係わる手続きや共同・受託研究契約書、知的財産関係契約書の内容確認も含めた、教員のサポート体制の強化を現在も継続して行っている。また、令和4（2022）年度に実施された事務組織改編にあわせ、IT関連やマーケティング分野において実績のある職員を3年連続で採用する等、学園の戦略に合わせた適材適所な配置を実行できている。</p> <p>令和5（2023）年度には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等を踏まえ、財務部内に新たなセクションである検収センターを新規で設置した。物品費の適正な執行を図るため、納品検収を確實に実施する事務処理体制を整備する必要があることから、専任職員1名の配置に加え、4名の職員を新規採用した。</p> <p>その他、文部科学省等からの要請、新学部学科の設置、周年事業への対応が発生した場合は、必要に応じて対応窓口や委員会等を設置する等、多様化するニーズや社会情勢の変化に対してフレキシブルな人員配置ができるよう体制が確立されている（資料10-27）。</p> <p>このように、今後も継続して組織体制の強化を図るとともに、情報の共有・各組織運営に密接に関わる法令、規程等の確認等を通じて業務内容の多様化、専門化に適切に対応する職員体制の整備、見直しを図っており、業務内容の多様化、専門化に対応する人員配置は適切に行っているといえる。</p>	資料10-4_職務権限規程（再掲） 資料10-8_学校法人大阪産業大学事務組織に関する規程（再掲） 資料10-26_事務分掌規程 資料10-27_学部学科再編推進に係る組織図案および設置準備委員会名簿
<p>(10-(1)-(3)-2)</p> <p>学校教育法に基づいて設置している大学は、教学組織として教育研究活動に関する権限と責任を有している。大学が教育研究活動を行うにあたっては、予算や人員の確保等、経営組織との協議・調整が不可欠であることから、本学園では、教学組織と経営組織の適切な連携を図るために、学長のほか、数名の学部長と大学の事務部長を理事に任命している（資料10-11）。ただし、これは慣例的な措置であり、規程には明示していない（資料10-10）。</p>	資料10-10_学校法人大阪産業大学寄附行為（再掲） 資料10-11_学校法人大阪産業大学役員名簿（再掲）

<p>(10-(1)-③-3)</p> <p>多様化や専門化が進む大学事務職員の役割に適切に対応できるよう、事務組織における業務体制を整備している。</p> <p>私学経営を巡る環境変化は激しく、それに的確に対応する上で人事労務関連の課題が重層化している。そうした認識に立って、令和元（2019）年10月、職員課を総務部から分離独立させて人事部を創設し、令和2（2020）年4月からは、人事課、給与課、人権推進課の3課体制に拡充させ、業務内容の多様化・専門化に対応できる組織体制を構築した。人事部中堅職員の育成として、社会保険労務士資格を有する講師による労働関係・社会保険関係に関する実用的な知識やスキルの習得をめざした勉強会を定期開催し、労務関係の制度や労働基準法に関する実学的なスキルを身につけるための人材育成支援を行っている。</p> <p>令和4（2022）年度の事務組織改編では、法人本部事務局「総務部」を改編し、「総務課」を「総務・企画課」に改編すると共に、新たに「管理課」を設置した。「総務・企画課」においては、学園運営や将来計画などの企画業務を今以上に推進し、「管理課」においては、法務・情報・危機管理業務を推進する。特に将来計画、広報、ICT推進、情報セキュリティおよび危機管理に関する事項については、各機関と連携を図りながら、業務遂行に取り組んでいる。また、大阪産業大学に部格の「学長企画室」を設け、「企画・広報課」および「内部質保証推進課（事務部所属から学長企画室所属へ）」を設置した。「学長企画室」においては、学長が今以上にリーダーシップを発揮し、大学における将来計画の立案やブランディングを意識した積極的な広報業務を推進すると共に、併せて内部質保証に関する業務も推進している。特に将来計画については、「総務・企画課」と、広報に関する重要事項については、「総務・企画課」および「入試広報課」と連携し業務を推進している。これら事務組織の改編に伴う専門人材配置の必要性に鑑み、IT関連やマーケティング分野において実績のある職員を採用する等、学園の戦略に合わせた適材適所な配置を実行することができている。</p> <p>その他、産業研究所事務室に産学連携コーディネーターやリサーチ・アドミニストレータ（URA）、庶務課に安全保障輸出管理の資格と経験を有する専門職員を配置する等、研究推進のための外部資金の獲得、研究プロジェクトの支援、管理等の研究支援の強化、安全保障輸出管理に係わる手続きや共同・受託研究契約書、知的財産関係契約書の内容確認も含めた、教員の教育・研究サポート体制強化のための専門職員の配置も整備されている。</p> <p>また、多様な文化圏の学生に対応するため、語学に優れた専任事務職員、専門職員、契約事務員及び派遣職員を対応部署へ配置したり、様々な障害をもつ学生、身体症状を訴える学生、行動上の適応に問題のある学生や不登校に陥る学生などの個別面談等のサポートを通じて学生個々の事情に応じた支援を行う臨床心理士資格取得者でカウンセラー業務の経験豊富な専門人材を対応部署へ配置したりなど、学生サポート体制の強化も図っている。</p> <p>職員の育成について、事務系一般職・監督職については、学園全体および部署の目標設定の考え方について課長からの説明を受け、しっかりと理解したうえで学園が策定した目標を達成するためのツールである「目標管理シート」を活用して、1. 目標設定の立案、2. 仕事の遂行と報告、3. 自己評価、4. 次年度目標へのチャレンジ、以上4つのサイクルについて、課長からの指示や助言を受けながら、目標達成に向け努力することが必要となる（資料10-28）。また、「職歴開発・育成シート」に1. 現在の業務への満足度、2. 職場環境について、3. 配置転換の希望、4. 現在の健康状等を記入し、目標管理シートの内容と併せて課長からの面談を受けなければならない（資料10-29）。</p>	<p>資料10-28_目標管理シート</p> <p>資料10-29_職歴開発・育成シート</p>
--	--

課長は部下が設定した目標の進捗状況を適宜確認し、必要な指示・指導・助言を行い、部下の成長を促しながら、目標達成に向けて前向きに取り組む意識付けを行っている。また、目標管理制度のツールである、目標管理シートや職歴開発・育成シート等を活用し、部下の目標に対する達成度合いはもちろんのこと、職位に対して期待される内容、レベルと十分比較し評価を行うよう運用している。

OJTと併せて人事部が設定している研修への参加も併用して行っている。令和6（2024）年度より、eラーニングシステムでの新たな研修受講方法として、①所属上長が必要と認めるコンテンツの受講、②人事課が必要と認めるコンテンツの受講（所属上長を通じて提示）③自己啓発として自発的に受講の3パターンを効率よく運用する仕組みを取り入れていく予定である。大学部門研修（教学支援系、学生支援系、管理運営系）および専門職研修（営業、人事、経理、総務、法務、企画・マーケティング、情報システム）等、大学の全部門に対応した研修を効率よく学ぶことで、大学職員に不可欠なジェネラリストとしての素養の習得など、課題解決型研修など業務内容の多様化、専門化に対応し得る職員の養成を図っている。

このように、今後も継続して組織体制の強化を図るとともに、情報の共有・各組織運営に密接に関わる法令、規程等の確認、目的別研修の実施等を通じて業務内容の多様化、専門化に適切に対応する職員体制の整備、見直しを図っており、業務内容の多様化、専門化に対応する職員の育成や配置は適切に行っているといえる。

(10-(1)-③-4)

事務職員の採用及び昇格については、「学校法人大阪産業大学専任事務職員就業規則」に基づき、適切な組織の構成と人員配置を図っている（資料10-30）。

事務職員の採用については、退職予定者数、職員の年齢構成・経験能力、各部署の業務と適正人員、総額人件費、障がい者雇用率、中長期計画その他諸般の事情を総合的に考慮して人員計画を策定し、必要とする人材像を明らかにした上で、新卒採用、中途採用を実施している。新卒採用・中途採用とも、公募による開かれた採用を行うとともに、外部機関が実施する総合適性テスト受験によりパーソナリティと知的能力（言語理解、計数理解、英語理解）についての細かな測定結果とともに、入社時に見ておくべきバイタリティ、チームワーク、職務適正、マネジメント適正の数値を分析し、面接試験は複数回異なる面接官で実施して恣意によらない公正な採用に努めている。中でも、新卒採用については、全国の多様な学生から応募を得るとともに、本学キャリアセンターとも有機的に連携し有望な学生の紹介を受けた上で、書類選考、筆記試験、面接試験を実施し、将来の大学運営を担う優秀な若手を採用している。

また、中途採用については、大学職員の魅力を効果的に発信することで多くの応募を得、書類選考と面接試験を実施し、改革・改善意識の高い即戦力職員の採用に成功している。障がい者採用についても、障がい者支援の専門業者との連携により、大学事務を希望している障がい者との面談によって相互理解を深めた上で面接試験を実施し、身体障がいや精神障がいの別を問わず、有為の人材の採用と定着化に成功している。なお、現状において、本学園は障がい者の法定雇用率を満たしており、さらに、障がい者の自己都合による契約期間満了前の離職率は0%である。今後の法定雇用率2.70%以上の引き上げも視野に入れ、引き続き精神障害者の採用を行い、教育機関として障害区分に捉われない採用をめざすことに努めている。ついて本学園は今後も、社会の公器たる学校法人としての社会的責任を果たすとともに、障がいの有無に問わらず働きやすい職場環境と組織風土の形成を通じて、適切な組織構成と人員配置に努めていく。

資料10-30_学校法
人大阪産業大学専任
事務職員就業規則

<p>事務職員の昇格については、「学校法人大阪産業大学専任事務職員就業規則」に定める基礎資格要件および職務遂行能力等の資格要件を満たす者について、総合的見地から選考している。また、事務職員の昇進についても、同規程に定める任用基準を満たす者のうち、昇進候補とする者について、所属上長から提出される推薦書も参考にしながら、能力、業績、勤務態度、適性、意欲等総合的見地から選考している。また、令和5（2023）年10月1日に「管理職給与に関する規程」を新設し、管理監督者の要件にある、「賃金等について地位にふさわしい待遇がされていること」を満たすための適正な賃金設計を行い、一般職と管理監督者の給与を比較した場合に大幅な逆転現象が起こらないよう改善を行った（資料10-31）。</p> <p>このように、職員の採用及び昇格等の運用について、点検、適切な見直しを行っていることから、職員の採用及び昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善は適正に行われているといえる。</p>	資料10-31_管理職給与に関する規程
<p>(10-(1)-③)-5)</p> <p>事務職員の研修については、「学校法人大阪産業大学人財育成規程」に基づき、実施計画を作成して体系的に実施している（資料10-32）。</p> <p>階層別研修は、新入職員、一般職員、主任職、課長補佐職、課長職別に対面実施しており、各階層に求められる業務スキルの定着や成長を促し、考える力や応用力を身につけ即戦力となる人材を育成することをめざしている。令和6（2024）年度新たな取り組みとして、アセスメント研修受講済みの課長職および課長補佐職を対象に、構想能力強化研修を実施する。アセスメント研修受講後の結果から、全体的に「魅力的な将来像を実現するという発想」が啓発点であることを踏まえ、課題形成力・計画策定力の強化をテーマとし、監督職層・管理職層としてのスキルアップをめざしている。この他、課長補佐職・課長職は労務管理のリスクを正確に認識し、ノウハウを身につけておく必要があるとの考え方から、労務管理に関する適切な対応や知識の習得を社会保険労務士から学ぶことができる労務管理研修を実施する。また、一般職や主任職を対象にしたビジネス文書研修や財務基礎研修等、通達文書等の書き方や手法を学んだり、学校法人会計基準の基礎を学んだりする研修も導入し、基礎から応用編まで幅広く新規研修の実施に取り組んでいる。</p>	資料10-32_学校法人大阪産業大学人財育成規程
<p>目的別研修は、令和6（2024）年度新たな取り組みとして、目指す職員像検討セミナー、学校法人基礎セミナー2、P Cスキルセミナー2、学校法人法令関連セミナー2等、学校法人に特化したセミナーの導入により、学校法人の事務をつかさどる職員として必要な知識と能力を付与することをめざすため、先進的な取り組みを実践している大学や企業から講師を招き研修を実施する。</p> <p>令和3（2021）年度より導入している全専任事務職員対象のeラーニングシステムについては、利用者からの学びに対する希望や意見に答える形で、令和5（2023）年より新たな業者と契約を交わした。一般的なビジネススキルから高等教育特有のスキルまで幅広く対応した教育・研修会社であるため、『プロフェッショナルな学校職員の育成』を目的としたW e b動画を9,000本以上提供していることから、大学職員の業務と能力開発の基礎を習得し、大学職員の専門性を身につけることから始め、次のステージとしてスペシャリストとしての専門性、ジェネラリストとしての素養を修得するところまで、効果的・効率的に学びを進めることができ、eラーニングシステムから学びの幅を飛躍的に向上させた。令和6（2024）年度は、受講方法として定めている①所属上長が必要と認めるコンテンツの受講、②人事課が必要と認めるコンテンツの受講（所属上長を通じて提示）③自己啓発として自発的に受講の3パターンを効率よく運用する仕組みを取り入れ、昨年度の事務系職員受講率29%を上回る目標を立てている。</p>	

<p>さらに新しい取り組みとして、主任職を対象としてアセスメント研修を開催することが決定している。令和4（2022）年度に実施した部次長・課長職を対象のアセスメント研修、令和5（2023）年度に実施した課長補佐職を対象のアセスメントに続き、主任職各人ごとの啓発・弱点ディメンションを認識し、今後の現場をまとめリーダー力の強化を図ることを目的としている。また、昨年度に引き続き、若手職員を優先対象として学外派遣型の次世代育成研修を行い、スタッフ層のブラッシュアップを図る。1. 仕事を回す（PDCA 業務の効率化・質の向上、階層間で問題意識を共有）、2. 視野を広げる【他部署とのディスカッション（問題意識の共有、知の探索）】）、3. 人を育てる【後輩指導、リーダーシップの発揮、コンプライアンスの向上】、4. 将来を見据える【能力伸長の指標呈示（課長層に求められるディメンションを参考）】以上4つの視点を主軸に能力向上を図る（資料10-33）。</p> <p>教員の意欲向上および資質の向上を図るための主な取り組みとしては、「大阪産業大学教員活動評価実施規程」に基づく教員評価制度が挙げられる。同制度により、本学専任教員の教育・研究・社会貢献（連携）・学務の各領域における活動を評価し、その結果を待遇に反映することで、教員の意欲および資質の向上を図っている（資料10-34）。</p> <p>このように、2024年度も多岐に渡る研修を設定して職員のスキル向上をめざしており、人事部研修計画の策定については、研修現場の視察や研修後の受講者アンケート、研修業者からのフィードバックなどをもとに効果の検証を行ったうえで取り組んでいる。</p>	<p>資料10-33_2024年度研修計画 資料10-34_大阪産業大学教員活動評価実施規程</p>
--	--

大学基準10 大学運営・財務

(1) 大学運営

10-(1)-④ 大学運営に関する状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

点検・評価項目	評定
(10-(1)-④-1) 監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。	A
(10-(1)-④-2) 大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関する事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A
(10-(1)-④-3) 点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関する事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	A
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しがない）	

現状説明	根拠資料
(10-(1)-(4)-1) <p>監事監査は、「学校法人大阪産業大学監事監査規程」および監事監査計画に基づいて、業務監査、会計監査等を実施している（資料10-35~37）。常勤監事は、理事会・評議員会のほか、学園戦略会議、部次長会議等の重要な会議にも出席して情報を把握しながら、法人の業務執行状況や財務状況について監査を実施している。非常勤監事についても、理事会・評議員会等の会議等への出席を通じて、理事長をはじめ学園関係者から適宜情報提供を受けながら、常勤監事とともに監査を実施している。また、高校・大学における教学業務執行全般について、校長、学長および学部長へヒアリングを行うなど、教学監査を実施している（資料10-38）。</p>	資料10-35_学校法人大阪産業大学監事監査規程 資料10-36_令和5年度監事監査計画 資料10-37_令和6年度監事監査計画 資料10-38_令和5年度監事活動状況報告書 資料10-39_令和5年度監査報告書 資料10-40_学校法人大阪産業大学事務組織図 資料10-41_内部監査規程 資料10-42_令和6年度内部監査室監査計画 資料10-43_令和6年度内部監査計画 資料10-44_内部監査業務チェック表 資料10-45_学校法人における会計処理等の適正確保について（通知） 資料10-46_令和5年度内部監査結果（報告）
監事は、監査の結果に基づき監査報告書を作成し、理事会および評議員会に提出している（資料10-39）。また、監査の結果、是正・改善の勧告または指摘がある場合は、理事長に是正・改善の措置を求めるとしている。これにより理事長から是正の措置を求められた担当理事は、改善計画書を作成し、理事長および監事に提出することとしている。監査は、是正・改善の措置を求めた事項について、理事長に報告を求め、必要に応じてフォローアップのための臨時監査を行うこととしている（資料10-35）。	
外部監査人による令和5年度の会計監査は、令和5年8月17日付けで監査契約を締結し、同年10月30日に開催された役員、監事、内部監査室を対象とした監査計画概要説明会において、監査法人より、監査人が識別したリスクへの対応、監査実施体制、監査実施計画など、令和5年度監査計画の概要の説明を受けた。監査計画に基づき、計画的に令和5年度の会計監査は行われている。また、例年、監査法人によるトップヒアリングが行われるが、令和5年度は、11月17日に役員、学長、12月20日に附属高校長、桐蔭中高校長へのヒアリングが行われ、学園運営に係る現状、課題を共有した。期中監査は、令和5年10月から令和6年3月にかけて12月を除き毎月行われた。その間、令和6年2月に管財課が行う備品棚卸調査の立会監査が行われた。期末監査は、令和6年4月8日の現金・預金・貯蔵品（金券類）の実査から始まり、5月末まで行われる。5月27日に役員、監事、内部監査室、財務部を対象とする監査法人による監査結果報告会が行われる予定である。5月30日に予定されている理事会での令和5年度決算の審議、承認を経て、5月30日付けで監査法人の監査報告書が発出される予定である。なお、5月31日に予定されている評議員会においても令和5年度決算の報告を行う。	
内部監査に関する業務は、理事長直轄の組織である内部監査室が担当している（資料10-40）。内部監査規程に基づき、毎年度監査計画を策定し、理事長の承認を得ている（資料10-41）。計画は学内ポータルサイトに掲載するとともに、理事会にも報告している（資料10-42,43）。監査の流れは、監査計画⇒監査の実施⇒理事長へ結果報告⇒被監査組織への事後検証（改善指示事項・指摘事項）⇒改善実施状況のフォローというPDCAサイクルに沿ったものとなっている（資料10-44）。	
令和5年度は、文部科学省の定めた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」等に基づき、科学研究費補助金の執行管理状況の監査をはじめ、個人情報の監査、会計資産管理状況の監査、マニュアル類の整備状況の監査、学園の教職員が口座を管理している外部団体（クラブ、生徒会等）の会計監査を実施した（資料10-45）。また、前年度に実施した監査のなかで確認された指摘事項についてフォローアップ監査を実施した。これらの監査結果については、理事会に報告している（資料10-46）。	

<p>(10-(1)-④-2)</p> <p>大学運営の適切性については、毎年度4～9月に行う自己点検・評価活動において点検・評価を行っている。はじめに点検・評価を行う組織は自己点検・評価委員会大学運営・財務部会で、その後、自己点検・評価委員会および外部評価委員会による協議を経て内部質保証推進委員会に報告される。以上のように、本学では大学運営の適切性に係る定期的な点検・評価を実施する仕組みを整えている。</p> <p>これまでの自己点検・評価においては、予算執行状況を各業務別に把握することができる「業務別予算」の採り入れ、職員の知見獲得・能力向上に繋げるためのeラーニングシステム導入、緊急時の対応マニュアルである「緊急時対処要領（危機管理マニュアル）」の整備、学生の安全確保・安全教育に関する年間計画である「学校安全計画」の整備等、大学運営において重要である予算管理、人材育成、危機管理に関する新たな取り組みを適切に把握している（資料10-47）。</p> <p>一方で、規程の不備、災害時対応マニュアルの未整備、予算執行に伴う効果検証に関する仕組みの未構築等、課題についても適切に把握している（資料10-48）。</p> <p>以上のとおり、大学運営に関する現状把握を通じて、成果が上がっている取り組みや課題について適切に把握している。</p>	<p>資料10-47_2020～2023年度自己点検・評価報告書（抜粋）</p> <p>資料10-48_2020～2022年度自己点検・評価報告書（抜粋）</p>
<p>(10-(1)-④-3)</p> <p>点検・評価結果は、9月の内部質保証推進委員会で確認し、改善の必要が認められる場合は、学長が当該組織の長に対し、改善指示または依頼を行う。以上のように、本学では大学運営の適切性に係る点検・評価結果に基づく改善・向上を図る仕組みを整えている。</p> <p>【これまでの取り組み】</p> <p>2020年度自己点検・評価において、本学の意思決定プロセス等に係る教学ガバナンス上の問題点が指摘された。具体的には、学校教育法第93条で定められた教授会の役割に則り、関係規程に基づく会議体の運営ができていないというものである。これを受け、2020年11月、12月の内部質保証推進委員会で本学の意思決定プロセスと教授会で審議すべき事項について発信し、理解を促した（資料10-49）。</p> <p>同じく2020年度自己点検・評価において、「役職者候補選出に関する規程」に不備があることが指摘された。具体的には、本規程において役職者（各学部長（全学教育機構長を含む。）、教務部長、学生部長、入試センター長、キャリアセンター長、社会連携・研究推進センター長、総合図書館長、情報科学センター所長および大学院各研究科長）の候補者選出までの手続きは明記されているが、その後の任命までの手続きが明示されていないというものである（資料10-50）。これを受け、規程整備を行った。以上のとおり、点検・評価の結果を活用して大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組んでいる。</p>	<p>資料10-49_2020年度内部質保証推進委員会資料（抜粋）</p> <p>資料10-50_2020年度自己点検・評価報告書（抜粋）</p>

大学基準10 大学運営・財務

(1) 大学運営

長所・特色
なし

問題点
なし

全体のまとめ
本学は、大学運営に関する方針に基づいて、組織体制や諸規程の整備、その他様々な施策を講じている。
まず、教学ガバナンス体制に関しては、学長が大学の最終決定者として透明・公正かつ迅速に意思決定を行うための仕組みとともに、監事監査による教学監査など、学長の権限や責任をチェックするための仕組みも併せて適切に整備している。また、学長のほか数名の学部長および事務部長が、慣例的にではあるが学園の理事を務めることで、教学組織である大学と経営組織である理事会の連携を図っている。
前述のガバナンス体制の整備に加え、大学運営に係る業務の円滑な遂行を図るための事務組織や人員配置も適切に行っている。特に、大学事務職員に多様化・高度専門化が求められる昨今の状況を踏まえ、事務組織の改編等を積極的に進めてきた。さらに、職員の意欲および資質の向上を図るために、体系的なSDの実施等を近年積極的に推進している。
以上のように、大学運営に係る組織体制や規程等を適切に整備することは、内部質保証システムの機能的有効性を確保するために不可欠であり、本学は今後も継続的な整備と改善に努めていく。

大学基準10 大学運営・財務

(2) 財務

10-(2)-① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

点検・評価項目	評定
(10-(2)-①-1) 具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。	B
(10-(2)-①-2) 財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。	B
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しがない）	
現状説明	根拠資料
(10-(2)-①-1) 第II期学園財務中期計画は、令和4年7月の理事会で承認され、この中期計画で示した教育活動収支予想を基に令和5年度の予算編成方針を策定した（資料10-51）。しかし、本中期計画では、具体的な数値目標を示せていないかったため、令和5年度に行う計画更新時に数値目標を示す計画であった。令和5年6月の理事会において、令和7年度の経常的収支均衡目標に「収益性の改善に向けて」と題した7つの取組み課題が報告された（資料10-52）。この報告を受け、第II期学園中期計画の更新では、教育活動収支シミュレーションを最新の情報に更新するとともに、令和7年度の経常的収支の均衡を目指した令和6年度予算編成方針を策定した（資料10-53）。財務中期計画に具体的な数値目標を設定することについては、上記の取組み課題の1つに「各校の適正な収容人数の検討」があることから、学園の適正規模に応じた数値目標を検討したいと考えており、次期財務中期計画にて設定する計画である。	資料10-51_第II期 学園財務中期計画 資料10-52_収益性 の改善に向けて 資料10-53_第二期 学園財務中期計画 (2022年～2024年 更新) 及び2024年 度予算編成方針
(10-(2)-①-2) 令和5年度の自己点検・評価において、学園の財務改善に特に重要な財務関係比率として設定した「基本金組入後収支比率」（経営状況の判定）、「経常収支差額比率」（収入と支出のバランスの確認）が令和3年度までの改善傾向から令和4年度はマイナスに転じ、さらに経常収入の大幅な減少が影響して「人件費比率」（支出構成の適切性の確認）が全国平均値、全国中央値より悪い数値に転じたことを報告した。また、(10-(2)-①-1)で記した「収益性の改善に向けて」の取組み課題を実行することで、これらの財務関係比率の改善を目標とした。令和5年度決算業務が進行中であるが、決算値確定後に算出する最新の財務関係比率において、上記3つの比率の検証を行う。	

大学基準10 大学運営・財務

(2) 財務

10-(2)-② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

点検・評価項目	評定
(10-(2)-②-1) 教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。	A
(10-(2)-②-2) 授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。	B
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（他大学と比較して先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しがない）	
現状説明	根拠資料
(10-(2)-②-1) 安定的な財政基盤の判断指標として、私学事業団が行っている「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」（以下：経営判断指標区分）と「貸借対照表関係財務比率」（以下：BS関係比率）により点検・評価を行った（資料10-54,55）。ただし、令和5年度決算は現在業務遂行中であるため、令和4年度決算時点での評価となる。経営判断指標区分は、「3か年の教育活動資金収支差額」「外部負債」「修正前受金保有率」「3か年の経常収支差額」などにより経営状態を区分する。当法人の令和4年度末時点の区分は、イエローゾーンの予備的段階の一歩手前の正常状態に位置している。BS関係比率では、自己資金の充実を判断する3比率（純資産構成比率、繰越収支差額構成比率、基本比率）のうち、基本比率が全国平均値、全国中央値より良い数値で、繰越収支差額構成比率が全国平均値より良い数値となっている。負債に備える資産の蓄積を確認する3比率（流動比率、前受金保有率、退職給与引当特定資産保有率）では、3比率とも全国平均値、全国中央値より良好な数値となっている。以上のとおり、1年前の財政の状況は概ね良好な状態を維持していると言える。しかしながら、令和5年度の決算では、経常収支差額が赤字となる見込みであることから、経営判断指標区分、BS関係比率とともに悪化することが想定される。	資料10-54_定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分 資料10-55_財務分析一覧（平成30年度～令和4年度）
(10-(2)-②-2) 収入の多様化の観点から、資金運用収入の増加を図る目的で令和5年7月に「学校法人資金運用規程」（以下：資金運用規程）を改正した（資料10-56）。この改正は、運用対象の幅を拡げること、また、外部委託運用を可能とするなど、資金運用の高度化を目指すものである。また、資金運用の体制強化を図るために、資金運用にかかる具体的な体制、方法等を定めた資金運用細則を制定し、令和6年4月1日より施行した（資料10-57）。 次に寄付金獲得のため、税額控除対象法人となる申請を行った（資料10-58）。税額控除対象法人の証明を受けることで、少額寄付者の減税効果が高まり、創立100周年記念募金などに向けて、寄付金を受けやすくする環境を整えることができる。資金運用による収入および寄付金収入の金額は、決算書により確認することができる。	資料10-56_学校法人大阪産業大学資金運用規程 資料10-57_学校法人大阪産業大学資金運用細則 資料10-58_学校法人に対する寄附の税額控除に係る証明申請の手引き

大学基準10 大学運営・財務

(2) 財務

長所・特色
なし
問題点
なし
全体のまとめ
<p>本学園は、健全な財務基盤の確立を実現するため、令和4年度に策定した「第Ⅱ期財務中期計画」に基づいて様々な方策を講じている。しかし、「基本金組入後収支比率」（経営状況の判定）、「経常収支差額比率」（収入と支出のバランスの確認）が令和4年度にマイナスに転じ、さらに経常収入の大幅な減少が影響して「人件費比率」（支出構成の適切性の確認）が全国平均値、全国中央値より悪い数値に転じた。この状況を改善するため各方策を実行し、教育研究活動の質向上の基盤となる経営財務状況の安定化に努めていく。</p>